

平成28年知内町議会第2回定例会

- ◎ 招集年月日 平成28年6月23日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年6月23日(木) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成28年6月23日(木) 午後 3時18分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	西 山 和 夫
2番	花 井 泰 子	7番	木 村 一
3番	吉 田 峰 一	8番	笠 松 悦 子
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	成 澤 五 郎	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 4番 松 井 盛 泰 9番 谷 口 康 之

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	松 崎 輝 幸
税務会計課長	帰 山 亮 一
産業振興課長	西 野 俊 一
地域創生推進室長	島 津 泰 博
建設水道課長	佐々木 孝 幸
建設水道課主任技師	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	田 中 志 津 夫
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 上 義 久
議事係長	筒 井 俊 介

平成 28 年知内町議会第 2 回定例会議事日程

(第 1 号)

平成 28 年 6 月 23 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4 番、松井盛泰君 9 番、谷口康之君
第 2	委員会報告	議会運営委員会報告について
第 3	第 1 号	(委員長報告)
第 4		会期の決定について
第 5		議長の諸報告
第 6		町長の行政報告
第 7		追跡質問
第 8		一般質問
第 9	議案第 1 号	知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第 10	議案第 2 号	平成 28 年度知内町一般会計補正予算(第 3 号)について
第 11	議案第 3 号	平成 28 年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について
第 12	議案第 4 号	平成 28 年度知内町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
第 13	議案第 5 号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第 14	議案第 6 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第 15	議案第 7 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第 16	議案第 8 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第 17	同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 18	議案第 9 号	圧雪車の購入について
第 19	報告第 1 号	平成 27 年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について
第 20	意見書案 第 1 号	日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について
第 21	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

平成 28 年第 2 回知内町議会定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

議会が改選されて、初の定例会であります。一般質問もあります。町民の負託に応えるよう、皆さんでしっかり協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、10 人です。定足数に達していますので、平成 28 年知内町議会第 2 回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、松井盛泰君及び9番、谷口康之君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る6月17日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成28年知内町議会第2回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成28年6月23日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。平成28年知内町議会第2回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年6月23日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、6月17日。出席委員、木村、笠松、吉田、西山、谷口。欠席委員なし、説明員なし。事務局、村上、筒井。2、会期について。今定例会の会期は、6月23日木曜日から24日金曜日までの2日間としたい。3、議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告1件、議案8件、同意1件、報告1件、意見書案1件、議長発議1件である。5、意見書案について。提出案件は、別紙のとおり1件である。6、議長の諸報告、説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告があったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日24日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から明日24日までの2日間と決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成28年知内町議会第1回定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、予め既に印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

◎ 町 長（大野幸孝）

平成28年第2回臨時会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

第1点目は、北海道河川環境整備促進等に関する要望活動の実施についてであります。5月17日に北海道開発局、北海道庁、5月24日に国土交通省北海道局ほかに対する北海道河川環境整備促進協議会の要望活動に参加をさせていただきました。要望内容については、別紙のとおり配付をさせていただいております。

第2点目は、貨物新幹線構想の推進に向けた懇談・要望活動の実施についてであります。湯の里信号所、旧JR知内駅敷地を活用した貨物新幹線構想の推進に向け、関係国会議員に対し、懇談・要望活動を実施致しました。5月20日に衆議院議員会館、参議院議員会館に出向いて、長谷川岳参議院議員、前田一男衆議院議員、逢坂誠二衆議院議員、木村太郎衆議院議員、木村太郎議員については、青森県第4区の選出でありまして、青函供用走行区間に関する勉強会の座長を務められている方でありまして、本人とはお会いできませ

んでしたけれども、秘書が対応をしていただきました。それと、萩生田光一先生、東京都第24区選出でありまして、現在、内閣官房副長官を今、務められておりまして、八王子の出身であります。北島御大も萩生田先生の後援会の一員としてなっているということと、今回のメガソーラーの発電の関係で、情報交換をさせていただいたということで、要望書を持って伺いさせていただきました。なお、要望・懇談資料については、別紙2として資料を添付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

それから、第3点目は、知内町再生可能エネルギー推進協議会の開催についてであります。6月9日に物産館2階において、湯の里地区共同育成牧野跡地を活用したメガソーラー発電の受入れに向けて、「農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」農山漁村再生可能エネルギー法に基づく協議会を開催をさせていただきました。知内町再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村活性化基本計画素案について、協議し、提案どおり内容を説明させて、ご理解をいただいたところであります。なお、関連新聞記事については、資料3として、添付をさせていただいております。この事業は、80億円から90億円の巨額の事業費が投じられることと、新規での雇用にはつながりませんでしたけれども、固定資産税収入のほか、当町の農林漁業の振興、さらには、施設維持等で地域の経済活性化につなげていけるものというふうに思っております。大型の企業の誘致ができたものと考えているところであります。

第4点目は、国立大学法人北海道教育大学と知内町との相互協力に関する協定書の締結についてであります。6月の17日に矢越山荘において、北海道教育大学と知内町とが「教育、文化、学術及び地域振興に関する協力関係を深め、両者の発展と充実に寄与すること」を目的に相互協力に関する協定を締結し、同時に北海道教育大学函館校と「知内ソーシャルクリニックの運営・実施に関すること」ほか5項目の取り組みについて、覚書を締結させていただきました。協定書調印式の出席者は、北海道教育大学から蛇穴学長、後藤函館校キャンパス長、町からは、私と網野副町長、本間教育長が出席を致しました。協定書及び覚書については、別紙資料4として添付をさせていただいておりますので、お目通しをいただければと思います。

第5点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成28年第1回臨時会が4月25日に開催され、議席の指定については、記載のとおり決定をされたところであります。同意第1号の監査委員の選任については、谷口康之氏が選任同意されたところであります。議案第1号の平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算については、原案どおり可決されたところであります。

次に第6点目は、道南ドクターヘリ運航についてであります。道南ドクターヘリ運航調整委員会が6月16日に開催され、平成27年度道南ドクターヘリ運航経費決算について、報告がありました。知内町分として、負担金275万4千円に対し、決算額256万5千円となり、18万9千円が還付されることとなったところであります。また、平成27年度の道南ドクターヘリの出勤回数は、286回であり、知内町は6回の出勤でありました。また、平成28年度の道南ドクターヘリ運航予算については、知内町の負担額は、259万7千円となっております。

以上、6点について報告を申し上げます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、追跡質問を行います。
追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、一般質問を行います。
一般質問は、会議規則により予め議長に通告のあった順序により行います。
順に発言を許します。
まず、2番、花井泰子君。

◎ 2番（花井泰子）

第2回定例会にあたり、2項目を理事者に質問を致します。

今回の選挙で、無投票ではありましたが、議員10人の1人として選出をされました。平和憲法の下で、知内町民の福祉、暮らし、営業、環境、文化など、それを守り、充実させるため、全力を尽くしたいと思っています。

くしくも、今日は6月23日、あの沖縄慰霊の日でございます。私は10年ほど前、観光ではない沖縄を見てまいりました。日本の平和がいつまでも続くことを願ってやみません。

さて、質問の第1は、『住宅のリフォーム及び店舗等のリニューアルに係る補助制度の創設について』です。

現在、町では、知内町地域材活用助成制度を創設し、事業の展開を図っているところですが、制度そのものには大いに促進をすべきと考えています。しかし、私には、これにとどまらず、もう一步幅を広めたいと考えています。住宅リフォームでは、住宅の安全性、耐久性を促進するとともに、少し手を加えることで、居住の質の向上につながり、町民が安心して、快適に暮らす居住環境の整備が図られ、仕事興しで町を元気にする、町内、住宅関連産業の振興、地域経済の促進につながると考えます。また、店舗や旅館、事務所、農漁業関係の倉庫や作業所などのリニューアルについても、同じと考えています。町内の中小業者の皆さんにとっては、公費対象が幅広く、使い勝手のいい制度になるのではないのでしょうか。5千人足らずの小さな町でも、工夫をし、住環境、産業環境を整え、景観の良さを大切にしまちづくりで、住んでみたいなど思ってもらえる町にしたいと考えます。これが今年度策定の「第6次知内町まちづくり総合計画」に生かされるのではと考えるも

のです。この住宅リフォーム助成制度は、2004年から始まったと認識しています。昨年度で見ますと、北海道では78自治体、店舗リニューアルは、比較的新しく、13自治体で制度が創設されております。是非、知内でも取り組みたいと考えます。町長の御所見を伺います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

住宅リフォームに対する助成制度の創設と店舗、旅館、事務所、農漁業関係の倉庫や作業所等のリニューアルに対する助成制度の創設についてというご質問でありました。ちょっと通告といいますか、質問の内容が今、ちょっとお話しされているものと、私が通告を受けたものとちょっと変わっておりますけれども、通告を受けた内容で答弁をさせていただくことをまず、前段でご理解をいただければと思います。

平成25年度に新築、改築、増築の住宅を対象とする「知内町地域材活用助成事業制度」を創設したところであります。

この制度は、地域材を活用した住宅等の建築促進、さらには、経済活性化、地元の木材を利用することよっての温室効果ガス排出量削減を目的として、地域材を使用した新築、改築、増築の住宅に対して一定額を助成するものであります。このことについては、議員もご承知していただいているものと思っております。

平成25年度から平成27年度の3年間の実績でありますけれども、住宅と付帯施設の増改築で11件、補助金額では670万円であります。また、新築も含めると、30件で補助金額が1,900万円となっております。新制度創設当初は3年の期間を定めさせていただいて、実施をしたところでありますけれども、今、実績として述べさせていただきましたけれども、多くの要望があることから、平成30年度まで期限を延長することとしたところであります。

それで、工事内容・目的には制限がございません。制度として、大変利用しやすく、住宅以外の付帯施設、今、ご指摘をいただきました、店舗、旅館、倉庫等も対象としているところでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

また、地元の旅館業、民宿、下宿を奨励するためにですね、これも改修等の事業費の借入金に対する利子補給制度、これも創設させていただいておりますし、さらには、合併浄化槽等の設置については、この施設すべて対象として、全額町が補助をしているという状況であります。このことから、既に創設しております地域材の活用助成事業、さらには、利子補給制度、浄化槽の設置助成、水洗トイレ改修費助成など、現行制度を活用することによって、ご指摘のリフォームやリニューアルに対し、助成対応できるものと考えているところでありますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

只今説明をいただきました。この知内町の制度は、私も大賛成です。これに付け加えてという、私の思いであります。今、ご説明がありました、3年間で住宅と付帯設備の11件、670万円という成果があったというふうに伺いましたが、この中で、地元の業者さ

んというのは、何件くらいこの工事に関わって仕事を請け負うことができたんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

この制度、25年からやらせていただいています。それで、今、実績も述べさせてもらいました。これはあくまでも地元材を活用する、地元の企業を育成するという目的でありますので、この制度は、町外の企業は該当になりません。基本的に地元の材を使い、地元の企業が施工していただくということが、1つの大きな条件となっておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

そうしますと、私が今、町長をお願いをしている住宅リフォームの中身なんですけれども、地域材を活用したリフォーム以外は、今の制度では活用できないということで、そういうことでいいんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

言われたとおりであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

そうしますと、本当に狭められるというか、そういう中身になるんじゃないかというふうに思うんです。たまたま、先ほどもここで申しましたように、北海道では、住宅リフォームが78自治体やっておりますが、近くで言えば、今金町というところでもやっています。そこの例を見ますとですね、本当に細かく分類をされていまして、本当に一般家庭の方が、ほんの少し手を加えるだけで、住みやすくなるというようなことなものですから、例えば住宅のかさ上げをやって、床を少し高くしたいと、これでは道路から水が入ってくるのが心配だと、例えばそういった工事だとか、塗装工事、それから、外装だとか、壁紙だとか、そういった細かいそういう工事をやることによって、地元の中小というか、建設業者さんの仕事が増えると、循環型の知内のそういう経済が回るという、例えばそういう中身なんです。ですから、今、町でやられている、この地域材を活用した、そういう事業はもちろん進めていきたいんです。それに私は加えて、地域材を活用しなくても、小さな本当に事業をやって、住環境を整備していくと、窓を取り替えるだとか、例えば地元の畳屋さんを使って、畳を全部取り替えて、もっと気持ち良く暮らしたいという、そういう住宅リフォーム助成制度の中身なんです。そういうことで、本当に私が思うには、店舗もそうですけれども、少しお金を掛けて、見やすくすると。そこに、町全体が本当に景観の良い町になって、知内町って見たところも、とても住みやすそうだなと、そういうような住環境を私は作っていくべきだと、それが知内に住んでみたい、移住、交流という、そこにもつながるのではないかと、私は思っていますし、そんなに、例えば、ほかの自治体

のことを参考にさせてもらうのは、本当に申し訳ないのですが、今金町なんかでいえば、本当に工事の20%を助成すると、そして、30万円くらいのお金で工事ができるという、そういう中身の私は提案なんです。そのことを是非、私は今、即答をしていただけないかと思うんですが、研究していただきたいんです。もちろん、地場材を活用してやっていたきたいんですけれども、地場材を活用しなくても、住環境を整えるという、そういうやり方は、もっともつとあるのではないかと、それによって、地元の業者が仕事が回ってくる。そして、住む人がもっと気持ち良く住んでいけるという、そういう住宅リフォーム助成制度なんです。そのことを是非、研究をしていただきたいなというふうに思っているのですが、町長、どうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、2番議員さんがご指摘の投資したものが町内に要するに経済効果を及ぼすというのは、これはまさしく私が町長に就任をさせていただいて、言い続けてきているものであります。知内町独自の循環型社会を作りたいということは、機会がある度に言わせていただいているところであります。その考え方に基づいて、地場材を地元の企業が施工してもらい、そして、環境に優しい住環境の環境を整えるという考え方で、この今の地場材の要するに制度を設けたところであります。これをまず、ご理解をいただきたいというふうに思います。ですから、今、ご指摘の地場材を使わないでというご指摘をいただいていますけれども、私は今、3年間、要するに町民の皆様方の意見を聞いて、そして、何とか今、農、漁に少し要するに差を付けられているが、行政とのつながりがなかった、林の方の林業の部分の活性化を何とか図りたいという考え方で、この制度を作らせていただいたということも、ご理解をいただければと思います。ですから、今、ご指摘のリフォームですから、住環境を住みやすい形で、地場材を使って、手をかけることについては、この制度ですべて対応できるんですよ。わざわざ地場材を使わないで、何があるかというのは、私は今、ちょっと想像できません。ですから、基本的に今、議員さんがご指摘のように、町民の皆様方が住みやすい住環境を整えるということが、私はこの制度の中で、十分対応をできるのかなというふうに思います。ただ、今、ご指摘の要するに基礎部分のかさ上げとか、いろいろと今、ご指摘をいただいて、今回の一般質問の中では、その部分は触れられておりません。住宅リフォーム、それから、リニューアルの部分での通告をいただいていますので、その答弁もさせていただいていますけれども、ただ、今回、ご指摘のやつ、今、検討をというご発言でありましたけれども、私は今、更に3年間、この制度を延ばさせていただきました。その検証をして、更に地域の町民の皆さん方が、この以外に補助対象以外に何が求められているのか、その辺をきちんと検証をさせていただきたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

住宅リフォーム助成制度という言葉、これはだいぶ前からいろいろな本に載ったり、マスコミにも取りあげられたというふうに私は思っています。ですから、町として、今回、私が一般質問をする住宅リフォーム助成制度の質問をするということに関して、私は今、

申し上げたように、78自治体で北海道ではやっているということに対して、町でそういうことがあるかどうかということをお調べになっていたかなというふうに、私は実は思っていました。しかし、そういうことはお調べになっていなかったというふうなお答えではなかったかというふうに思うのですが、これはもう相当古く、もう14年、12、3年ですか、それくらい前から全国各地で中小企業の皆さんが本当に自分の町で、やはり循環型社会でやりたいと、たまたま今、知内は地場材を活用した低炭素の本当に環境に付加した素晴らしいこの制度を創設しましたけれども、その前から、そういった地域の業者の皆さんの仕事興しも含めて住環境を整備するという、こういう制度は、もうだいぶ前から全国で始まっています。私が今、一般質問をしたのは、ですから、そういうその今のこの知内の素晴らしい事業に加えて、もっと使い勝手のいい、例えば塗装の問題だとか、そういうことも含めてやれないのかなと、実は思った次第です。ですが、今、町長が3年間の経過を見て、それからまた考えたいということですので、これはこれで一旦は私は納めますけれども、本当にいろいろな意味で今、地域の中小業者の皆さんは、前回、要望書を出されたみたいに、新幹線の塔のことも、例えば建設業界の方の皆さんが、仕事を欲しいんだと、そういう声もあったかなというふうに私は思います。ですから、こういうことも本当に知内の中で生かしていければなというふうに思って、この質問は終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご指摘のリフォームの助成制度、行政として、町長として、その制度は熟知していないのではないかという発言でありましたけれども、それは間違いでありまして、うちが制度を作るにあたって、全国でどういう自治体のリフォーム制度をどんな要するに内容で整備をするか、これは当然調べて、要するに適用できるものについては、それを準用する、そして、町が独自でということは、当然それは全国のリフォームのやられている自治体の情報は周知をさせていただいております。それから、リフォーム助成制度という制度に、あえて連動をする必要がないんだと思います。その内容だと私は思っています。そのリフォーム、リニューアルに対応するために、私が知内町独自の今の知内町地域材活性化助成事業制度という制度を設けさせていただいたので、その部分について、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

わかりました。十分研究をされていたというご答弁でしたので、それは聞いておきたいというふうに思って、1項目目の質問は終わります。

引き続いて、2項目目の質問はよろしいでしょうか。

質問の第2は、がん対策推進条例の制定についてです。国のがん対策基本法が2007年に施行され、北海道は2012年に北海道がん対策推進条例を作っております。がんの死亡率について言えば、都道府県の中では、2014年の統計で見ますと、北海道は青森県に次いで2番目に多い死亡率になっていますし、昨日の北海道新聞にも約2面にわたって特集を組んでおりました。北海道は2012年から3年連続ワースト2です。年間1万

8千人以上が、がんで亡くなっていると報道されておりました。また、肺がん、喉頭がん、食道がんなどに大きなリスクを及ぼしているたばこの喫煙率は、都道府県の中で、北海道の男性は、3位、女性に至っては、1位にランクされております。更に女性特有の乳がんや子宮頸がんの罹患年齢がだんだん若くなっているように感じられます。

早期発見、早期治療は一層求められると思っています。町はこれまで保健センターを窓口にも総合検診を実施し、今年度は胃のピロリ菌検査も加え、昨日まで5日間の検診を行ったところです。しかし、がんや重篤な疾病は、地域の国民健康保険の圧迫につながります。自治体と住民が力を合わせて、立ち向かっていくべき大きな課題だと考えます。私はこれまで町が実施してきた様々な政策、制度などは、評価をしております。しかし、もう一歩進んで、この撲滅の推進条例、私は作るべきだと考えるものです。町長の御所見を伺います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

がん撲滅のための条例制定ということでありまして、町も何とかがん患者を早期発見していただいて、手遅れにならないようにということを考えておりますし、平成19年4月から、国が、がん対策基本法を施行しております。それに伴って、北海道も、平成24年の3月に「北海道がん対策推進条例」を制定しておりますが、今議員がご指摘のように、2人に1人が今、がんにおかされて、3人に1人ががんで亡くなるという、今、時代にきているということも理解をさせていただいております。しかし、がんは、かつて不治の病といわれてましたけれども、医学の進歩、さらには、生活習慣の改善、検診等による予防、そして早期の発見と適切な治療によって、生存率が年々向上していることも事実であろうというふうに思います。しかし、本町においても、がんによって亡くなる方が増加傾向にあることは、認識をさせていただいているところであります。

このことから、町としても、がん検診をはじめとして各種の事業展開を講じてまいりまして、その結果、特定検診の受診率、平成22年度より管内でトップを続けておまして、平成26年度は39.62%、率としては少し低いのかなというふうに私は思っているんですけれども、これでも全道平均から13.52%高い受診率となっております。

今後においてもですね、何とか受診率を上げながら、そして、国、道との緊密な連携を図りながら、現在実施しております各種事業により一層充実するとともに、国民の皆様一人一人、町民の皆様一人一人が、がんに対する知識を深めていただきながら、地域と町が一体となって、がん撲滅に向けた対策を推進してまいりたいというふうに考えているところであります。それで、私は毎回、国保の運営協議会等で各委員の皆様方からご指摘をいただいております。町長、受診率というのは、これどうなのかということも言われております。ですから、先般、3月定例会で国保税の改正をさせていただきました。今、ご指摘のとおりであります。国保会計を圧迫するというのは、如何にやっぱり疾病患者を要するに少なくするというのは、これは行政として取り組まなければならないということで、今、保健センター、保健師さん、要するに事業を、集めるだけではなくて、やっぱり地域にどういう方がどういう今、状況になっているかということをやっぱり足を運んで、きちんと周知をすべきではないかということをおっしゃっていただいて、ようやく各町民の皆様方の疾

病の状況もデータとしてきちんと管理ができるようになりましたし、それから、地域の推進委員の皆様方との連携で、何とか受診率を上げるために、そして、受診をしていただける環境整備にもいろいろと要するに時期的にどうしてもやっぱり一次産業の町でありますので、なかなか要するに受診をしたいけれども行けないという方もおると聞いていますので、その辺の調整等、いろいろと今やらせていただいているところであります。それで、新たな取り組みとしましては、せっかく遊泳館がオープンをさせていただいて、65歳以上の皆様方を無料で利用していただける体制も整えさせていただきました。それで、10月に遊泳館がクローズして、遊泳館で要するに体を動かす、健康維持のために事業に参加をしていただいた人を継続するために、今、こもれび温泉の運動浴槽、議員、利用されておるとおもいますけれども、これはですね、本当に健康維持のために効果があるということもこれはご指摘いただいておりますので、28年度の予算の中にも遊泳館とこもれび温泉の要するに事業計画を組ませていただいております。更にですね、今定例会で、機器の購入も提案をさせていただいておりますけれども、これもこもれび温泉に配備をすることによって、より健康維持のために使っていただける環境を整えられるなというふうに思っています。そんなことも含めて、さらにはどうしても事業に参加できないというか、引きこもりの方々というのは、相当、町内にあります。この人方を週に一遍、無料の要するに送迎バスを温泉利用として運行していますので、その方をこもれび温泉に来ていただいて、そこで保健活動を実施し、そして、1日コミュニティの場に何とかできればなということで、少しこもれび温泉の運営形態も今、網野副町長を社長として、今、努力をしていただいておりますけれども、今、その中でどういう形で運営をしていけばいいのか、これは28年度は、1つの取っ掛かりとして予算計上をさせていただきましたけれども、29年度もそこを中心として、保健センター、スポーツセンター、そして、担当といろいろと知恵を絞りながら、要するに健康維持のためにどうすべきかということを全力で取り組ませていただければというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井議員。

◎ 2 番（花井泰子）

種々、今、町長からご答弁をいただきました。この管内では、特定検診の受診率がトップになっていると、そういうご答弁で、39.62%、これを町長もおっしゃったように、これでとどまるものではないというふうには、私もそういうふうに思っています。これはもっと上げるべきだというふうに思いますし、この特定検診のあとに、多分、何らかの異常が出た場合は、保健センターから個人宛に連絡がいく仕組みになっていると思いますが、そういう中での追跡調査といいますか、大変言葉は悪いのですが、そういう方たちの対応は、だいたいどこら辺までされているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

住民検診を受けていただいて、万が一、再検査が必要だという形になりますと、まず、行政の方に、その名簿が要するに提出されることになっておりますし、直接、本人にその

連絡がいくことになっています。ただ、なかなか病院嫌いの町民の方が多くいるものから、その通知をいただいても、なかなか病院に検診をといる、2次検診を受けている方というのは、どういうふうになっているかということもきちんと行政として把握しておかなきゃいけないよということを言わせていただいて、保健師が要するに訪問をして、指導をしているということでご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井議員。

◎ 2 番（花井泰子）

そうしますと、1次検診は、管内では一番高いパーセントが出たけれども、2次検診といたしまして、そのところでは、どのくらいの町民の方が対応しているというふうになっていますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明します。2次検診の関係なんですけれども、先ほど町長が言われましたように、まず、1次検診で要検査ということでうちの町の方に名簿がきます。それに伴って、お医者さんが面談しまして、掛かってくださいよと。私の方では、ほぼ100%、要検査に引っかけた方は、指導して、それで保健師の方で、もし受診されていなければですね、再度、行くような形を指導するような形を取っています。ですから、うちとすれば、100%いっているというふうには思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井議員。

◎ 2 番（花井泰子）

そうしますと、この39.62%の検診を受けた方は、100%そのあとの検診ができたということでは、早期発見、早期治療につながっているというふうに思っていますよ。この昨日、一昨日ですか、私も湯ノ里で検診を受けました。検診を受けている中で、実はたばこの問題が私、とても気になっているんです。嗜好品という枠から今は、はみ出ているということですよ。がんが一番影響を及ぼしているのは、たばこだという認識で、今、分煙やら、禁煙やら、そういうことが日本中で行われています。ですから、お酒、たばこ、たばこに特化していえば、もうこれは嗜好品だよと、好きだから飲んでいるんだよという域を脱しなければ、もうだめなところに私はきていると思います。それで、実はまだがん対策推進条例というのは、私が知っているところでは、ちょっと福島町が今年の4月1日に作ったというふうに、私、ちょっとわからなかったのですが、伊達市で、議員提案で、やっぱり今年度の4月1日に、この推進条例を作っております。その中身を見てみますと、やはり本当に9条からなる短い条例なんです。やっぱりこの一番の中身は、読んで見ますと、本当に喫煙、飲酒の、飲み過ぎですよ、適当なものではなくて、そういった普段の生活の中で、やはりここは市ですから、市民が気を付けなければならないと、みんなで気を付けて、やっぱりがんをなくしていきたいと、そういう思いで作った条例なんです。ですから、いくら検診をしても、嗜好品という、そういうこと言え、なかなかたばこは止められない、それから、お酒も飲み過ぎてしまうというような、そののと

ころのがんに及ぼす影響が、昨日の北海道新聞でもそうですけれども、大きく関わってくるということなんです。ですから、みんなでやっぱりお互いに気を付けようやと、そういうもとで、この推進条例が私はできたものだというふうに思っています。ですから、もちろん、この39点いくらよりも、もっと上に検診率が上がって、そして、この受けない方の中で、もし2次検診をしなければならなくなり、それが例えば残念な結果になるような、例えばたばこの吸い過ぎだとかという、多分、もしわかってくるようなこともあるというふうに思うのですが、そういうことをもっともっと進める上でも、私は条例を作って、町民みんなでやっぱりがんを撲滅するためには、頑張ろうと、早期発見、早期治療で、今は生きていける時代になったんだと、そういうふうに私はやっていきたいなというふうに思いますが、町長はこのままでいいというふうに思っておりますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほど、町も何とかそういうがんで要するに命をなくする方をやっぱり少なくしたいという思いは、これは誰しも同じ考え方だというふうに思っています。そんなことから、今、たばことお酒に特化してお話をしておりますけれども、実は私も自分がたばこを吸わないからではなくて、やっぱりたばこというのは、がんの発生率というのは、もう公表をされているように、リスクが大きいということは、もう誰しも思っているんですね。ただ、なかなか止められないということも事実です。そんなことから、まず、やれる部分から手をつけようということで、実は町の公共施設、すべて禁煙とさせていただいております。それから、役場職員も私、23年からこの立場に就かせてもらっていますけれども、毎年、4月1日の仕事始めのときに、たばこを止めようよということ、それから、挨拶を徹底しようということのこの2項目は6年続けて言わせていただいております。ただ、残念ながら、私がこういうふうな形で、毎回毎回機会ある毎に話をするものですから、たばこを止められている職員もおります。ただ、やっぱり人目に付かないところで、やっぱりたばこを吸っている方もまだおりますし、残念ながらですね、若い人方が、私は勘違いしているのかなというふうに思っています。二十歳になったらたばこを吸えるという年代になりますから、そうするとですね、要するに大っぴらといいますか、堂々と吸う人達が若い人たちが職員が多いんですよ、残念ながら。ですから、それはリスクがあるし、自分だけではないと。辺りに及ぼす影響というのは、たばこというのは大きいんですよということをこれを徹底をしていきたいというふうに実は思っています。そんなことを含めて、今、2番議員、条例を制定して、何とか町民一丸となって、がん撲滅のためにというご提案でありますけれども、まだまだですね、条例を作る前に私はやるべきこと、要するに39.62%という率があって、北海道でも平均より上になっていますけれども、私はまだまだ上げるべきだし、上げたいというふうに思っています。ですから、保健師の皆様方、推進委員の皆様方と発破を掛けて、1人でも多く受診をしていただける、それでですね、1つ課題が実はあるんですよ。自分が今、疾病を持って、要するに病院に掛かっています。ですから、その人方は、毎月病院に行くと、検査をしているから、住民検診はしなくてもいいんだという考えをお持ちの方が相当いるんですよ。ですから、要するに検診は、自分の疾病に対する検診であって、総体的な要するに検診ではないんだということを言わせていただ

いているんですけれども、なかなか俺はもう毎月病院に掛かっていて、先生に検査をしてもらっているから、特別検診はいらないんだという町民の方が多数いるんですよ。ですから、その人方を如何に理解をしてもらえるか、そして、個人的に病院へ行って、検査をしている人が受診をされたということで、カウントができないのかどうか、これをですね、今、保健師に課題として、今、与えています。手続上はなかなか厳しいものがあるけれども、決してそれはカウントできないというお話でもないようでありますので、この辺も含めて、ですから、私はできれば知内町というのは、元気で豊かな町をとということを言わせていただいていますので、やっぱり元気な町というのは、町民の皆様方が健康であり続けるということが大前提でありますし、ですから、健康寿命を如何に延ばしていただけるかということも1つの今、第6次、それから、総合戦略の中にきちんと文言として入れさせていただいて、事業展開をしておりますので、もうしばらく町民の皆様方の意識を要するに変えていく、行政として努力をさせていただければというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

ありがとうございます。最後にひとつ、特定検診の方は、39.62%とパーセントが出ています。がんの場合の検査ありますね、たくさん種類があるので、ちょっとこれ回答がしづらかなというふうには思うのですが、がんの場合の検診率はどうなっていますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明します。がんの関係ですね、今、言われていましたとおり、いろいろながんの関係ありますけれども、平均して20%くらいということで承知しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

私もそれくらいではないかなと実は思っていました。どうしても少ないですよ。これをもうちょっとやはり上げる努力をすべきだというふうに思います。先ほどもいいましたように、本当に早期発見、早期治療で治る病気になってきていますし、重篤になると、国民健康保険税に大きな影響を及ぼします。これは間違いないです。ですから、町長が今、おっしゃったように、これから、町民の意識向上を見ながらというお答えでしたので、それを期待しまして、そして、本当は私は条例を作って、そして、町民の意識向上を図っていくというふうなのがやり方ではないかというふうに私は思うのですが、町長はそういうふうにおっしゃいますので、今回はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ちょっと補足をさせていただきます。今、受診率39.62%、議員ね、この受診をされている方というのは、自分の健康を維持したいという思いの人方なんです。ですから、

2次検診でたまたま受けられている。ですから、私は要するに重点を置きたいというか、目の付けている、要するに受診をされていない人方がやっぱりそういう今、議員がご指摘いただいて、要するにもうどうしても生活できない、病院に掛かったらもう手遅れという人を如何に率を上げるということも大事ですけども、そういう方々を如何に受診をしていただけるか、こういうことなんだろうと思います。ですから、受診をされている方で、重篤になって国保会計を圧迫するという人は、私はそんなに多くないというふうに思っています。受診をしない人方がやっぱり病院に掛かることが、なかなか要するに億劫で、そして、病院に掛かったら、何か病気が発見したら困るという、こんなですね、まだ町民の方々が相当数おられますので、その人方の意思をやっぱり変える必要があるのかなというふうに思いますし、今、がんの受診率どうですかとご指摘もありましたけれども、実はこれ本年度の国保の運営協議会に資料として出させてもらった、知内町の疾病の状況であります。平成26年度は、一番疾病で受診される方が多いのは、循環器系でありました。これは21.9%、そして、新生物、がんが17.5%でありました。ところが、27年度は、逆にがんが21.7%、循環器系が12.0%、ですから、循環器系が26年度は21%であったものが、27年度で12.0%まで落ちたということは、これは要するに習慣、いろいろと事業が実施したことよっての1つの成果だと、私はそういうふうに捉えさせていただいています。ですから、こんなことでありまして、がんが今、17.5が21.7ということで、今、そんな率になってきていますので、ひとつ、がんを如何に要するに早期に発見をするか、これをひとつの行政の目標として努力をしていきたいというふうに思いますので、今、補足をさせていただきました。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

たばこのことを申しましたけれども、たばこを吸われる方には、大変な質問だったかというふうに思いますが、本数を減らすとか、吸い過ぎに注意をするとか、そういう観点で捉えていただければというふうに思って、質問を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

次に成澤五郎君。

◎ 5番（成澤五郎）

5番議席の成澤五郎でございます。私は、特に地方市町村で、喫緊の課題となっております、『移住・定住政策の推進について』ご質問をしたいと思っております。

町の政策の一つに、定住人口の増加、また、その対策として、町外の方々の移住・転入政策でモデル住宅、また、住宅優遇制度、仕事を増やしていく起業促進、子育て優遇等々がございます。

今後、町外から移住者を更に引き込むためには、町外居住者へ向けての政策、アピールを強化する必要があると感じておりますけれども、町としてのそのアプローチし、また、移住・定住政策を推進していくその方策を伺いたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

本年4月にスタート致しました、「第6次知内町まちづくり総合計画」のまちづくりテーマとして、「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」を掲げ、現在、まちづくりのための総合的な施策展開を行うとともに、総合戦略においても3本の重点プロジェクトにおいて各種施策を進め、テーマ実現に向けた取り組みを強化していることについては、ご承知していただいているものと思っております。

定住・移住の促進を図るためには、まず、就業支援、子育て支援、住宅支援などの総合的な取り組みが必須であるというふうに考えているところであります。そんなことから、各種支援の取り組みを行うほか、取り組みの周知を図る情報発信も重要となると考えておりますが、これまでの情報発信では効果や反響が限定的であったことから、今年度において、国の地方創生加速化交付金を活用して、更なる情報発信の強化・充実を図ることとしておりますので、まず、前段でご理解をいただければというふうに思っております。

それで、具体的には、まず、1つ目として、ホームページのリニューアルにより、より見やすく・より分かりやすい定住・移住などの情報の発信と内容の充実を図るために、現在、作業を進めているところであります。

2点目は、首都圏・関西圏・中京圏で開催される移住・交流フェアへの参加を通じての情報発信を積極的に進めることとしております。東京では11月中旬、大阪・名古屋は10月上旬ということで、今、日程も今、決まっているところでありますので、何とかそのイベントで参加をさせていただいて、知内町をアピールできればというふうに思います。

それと、3点目は、移住相談をメインとした知内フェアを札幌において開催する、今、計画を進めているところであります。今の予定は、11月の下旬を今、予定しておりますけれども、併せて新聞広告による情報発信を行うこととしておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。この3点目の広報の要するに経費でありますけれども、これも今回の地方創生の先行型で要するに手を挙げさせていただいて、内部で検討させていただいて、250万円の予算を要望をさせていただきましたけれども、これはなかなかやっぱり厳しいだろうと。ただ、私は地方創生で、10分の10の交付金をいただけるのであれば、これを実施しようということに要望をさせていただきました。その結果、交付対象として認めていただいたものですから、この3番の知内フェア、これは今、北海道新聞の本社を活用して、事業を展開したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、移住ガイドブック、就農・就業支援、子育て支援、住まいの支援などを作成致しました。これは議員の皆様方に既にお配りしております。これは移住促進に向けたパンフレットであります。今、町が先ほど申し上げました、移住を進めるということだけでは、簡単に知内町に町外から来ていただけないということは、私も理解しております。知内町に来たら、働く場所があるんですか、それから、子育てはどのような充実をしているんですか、そして、住宅はどのようなふうになっているんですかと、当然それは1つのセットとして進めていかなければ、成果が上がらないというふうに思っておりますので、ここに「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」ということで、「もっとしりうち ずっと知内」ということでのパンフレットを今回、作らせていただきました。これはまさしく、知内町に来たら、こういう職業に就けますよ、それから、町立高校を有して、子育て支援についてはこんな要するに支援もできますよ、そして、教育がほかの自治体よりも充実しています

よ、そして、文化、スポーツについても、ほかの自治体よりも少し支援策が充実をしていますよ等々、ここにいろいろと載せさせていただいております。そして、住環境については、セミオーダーということで、20年間、町と賃貸契約をしていただくと、持家になりますよ等々の今、内容でこのパンフレットを作らせていただきましたので、このパンフレットを有効に活用した中で、今、事業展開をしてみたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

最後に、これら情報提供、移住等相談の窓口、これをやっぱり一元化する必要があるんだろうというふうに思っています。その体制構築のために、今、内部で検討をしているところでもあります。

只今、申し上げました各種施策を総合的に取り組むことによって、これまで以上に幅広い情報発信を行い、その効果を高めて本町の定住・移住政策を推進してみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、成澤君。

◎ 5 番 (成澤五郎)

ありがとうございます。昨日、参議院選挙の公示がありまして、北海道新聞で3年前の選挙時と比較して、今回の参議院選挙の各道内の有権者数が発表になっておりました。これを見ますと、知内は4,053、木古内が4,101、福島が4,024、松前が7,245、これは4年前と比較して、知内は184の減です。木古内は273、福島は297、松前に至っては、496の有権者の減少、こういう新聞報道がございました。私はこれを見たときに、やはり近隣の町と比べて、知内は減少傾向が顕著なところと比べては、そんなに際だった数字ではなかった。すなわち、これまでの定住・移住の町の政策としては、大変、頑張って努力してきている、そういうことが伺える数字なのかなと、こう思っておりました。今、町長からこれからの施策、予定というのが具体的に何点かありました。これらは、やはり国からのそういった援助をいただいて、補助をいただいての取り組みというふうに理解しておりますが、私はこれを進めていけば、知内町の定住・移住、人口の定着、むしろこれから増加を図っていく上での大きなインパクトとなるのかなと、このように考えます。加えてこの今の町としての取り組みは、外へ出て行って、そこでやはり知内町のこういう施策のアピール、住みやすい町ですよ、暮らしやすい町ですよという、こういったことをアピールして、理解を深めて、願えれば、転入していただく、そういう施策と理解をしておりますが、私は知内町としては、大きなイベントが冬のカキニラ祭りとか、さくらの花見のそういった集いとか、いくつか町外から大勢集まってくる、こういうイベントがあるんですけれども、この知内町でまた道の駅も含めまして、町内で町外からくるこのイベントのときにですね、こういったしっかりした知内町の取り組み、施策をアピールできる、できればブースを置いていただいて、そこにやはり知内町の取り組み、こんなにやっているのか、それならばというような、いわばせっかくの大勢の何千人も集まるイベントですので、テントを1つブースを置いてですね、そこにこの施策をアピールしていく、そういったことが必要ではないのかなと、このように思います。せっかく私もこのイベントに参加をして、ものを売る、もちろんカキ、ニラの販売には、長蛇の列、驚きました。知内町のこの特産物がこんなに受け入れられているんだと、こういうことを実

感じました。と同時に、知内町のこの移住・定住政策のブースにも長蛇の列ができるような、こういったものは、やはりこれから、せつかくの機会ですので、町外から来ている方にアピールできるのではないかなど、このように考えておりますが、如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、5番議員さんから渡島西部四町の公示を受けての有権者数の数値が今、示されております。前回も国調の中間値ということで数字が公表されたときに、なかなか渡島西部四町、厳しい状況だという認識はしておりますし、更に今、こんな有権者数が出ると、やはりこんなに厳しい状況なのかなというふうに、改めて認識を今しているところであります。それで、知内町の取り組み、今、まず、基幹産業、1次産業をどうするかということで、重点を置いてまちづくりを進めてきております。その成果なんだろうというふうに思います。ほかの自治体よりも人口が減ってはいますけれども、減少率が少ないというのは、そこがやっぱりまちづくりの方向としては、間違いではなかったのかなというふうに、今、思っています。ただ、今の状況を要するに続けていくことによって、残念ながら、知内町も人口減少、高齢化が進むということは、今、2040年の数値の公表等で、今、そんな認識のもとにですね、何とかもちろん私は、一次産業の振興ということは、第1であります。何とか今、農業、漁業、林業、商業の要するに担い手を如何につくるかということが、知内町を持続、発展をするためには、必要だという認識を持たせていただいて、その考え方からものづくり産業振興条例を町独自で制定をさせていただいたのが、そういう考え方です。そんなことと、それから、もう1つ、今、日本の経済が疲弊している中で、企業誘致というのがなかなか難しいだろうと、これは以前から議員の皆様方から、町長、もっと企業誘致を進めなさいよということも言われていたところであります。そんなことから、ひとつ、今、ものづくり産業振興条例を作らせてもらって、新たに知内町で事業展開をしていただける企業に対して、最大5千万円までの財政支援策を持たせていただいたところであります。そんなことからですね、その今のものづくり産業振興条例を如何に活用した中で、要するに町に1人でも2人でも就職が可能になる、そういう企業を誘致できないかということで、今、いろいろと努力をさせていただいている、その1つがかき番屋のカムリッチフーズであります。これも指定管理ということで、要するに認めていただいて、そこで新規に今までパートの方を正社員として抱えていただいております。それから、行政報告でも申し上げましたけれども、1つのメガソーラーということでの誘致ができたことによって、新規の雇用は生まれませんでしたけれども、相当の経済効果があるんだろうというふうに思っています。さらには、今、私、まだ公表はできませんけれども、何とか企業を知内町に誘致をできないかということで、今、努力をさせていただいているのも、ひとつ、ご理解をいただければというふうに思っています。その中で、そういう状況を進めていたとしても、やっぱり人口減少というのはくい止められない。そうすると、1回、知内町の要するに町民の方が町外に出て、仕事をしている、しかし、知内町に残している親が高齢化が進んでいって、なかなか安心ができない。できれば知内町に帰って、仕事があれば戻ってきたいという、今、5番議員さんが指摘をいただいたUターンの方々への受入れ、それと、新しく今、31年まで木古内に高速が開通をしますので、要するに北

斗、函館、七飯というのは、もう間違いなく通勤圏になります。開業したら、20分でもう行けるということであれば、そういう環境も整えられるんだらうということですので、その考え方から、今回、セミオーダーということでの知内町に住んでいただく、そして、子育てが充実する町ですよ、それから町立の高校がありますよ、そんな1つのセットとして事業展開をさせていただいているのがセミオーダーであります。それで、今回、幸いにして、知内町民でありますけれども、北斗で要するに住所を構えていた方が、親も心配なのでということで、知内町に帰ってきて、要するにセミオーダー第1号として今、建てたいという方も今、出てきております。ですから、そんなことでですね、何とかそういう今、環境を整えさせていただきましたので、これは100%ではありません。まだまだきっと移住を進めるために見落とししている部分があるんだらうというふうに思いますけれども、まず、スタートできる体制ができたのかなというふうに自分なりに考えさせていただいております。そんなことから、先ほど申し上げました地方創生の今、先行型の交付金をいただいて、東京、大阪、名古屋で、移住フェアに参加できる形に今なりました。これは今までそんな取り組みはしておりません。そして、こういう先ほど申し上げましたパンフレットも作っておりません。これも補助金をいただいて作ったものであります。そんなことからですね、今、いろいろと必要なものについては、逐次、手をかけさせていただいて、これを今、5番議員さんが指摘のとおり、如何に全国に知内町の良さを発信できるか、これからが町の努力なんだというふうに思っています。なかなか厳しい状況だというふうには思っていますけれども、知内町に来て働ける場所は、なくはないんです。ただ、その業種によって、いや、その仕事はなかなかという方が多いということも事実であります。ですから、移住促進を進めるにあたって、地元の企業の社長さん方とお話をする機会が度々あるんですけれども、町長、働ける場所がないんじゃないんだよと、うちの会社で働いてもらおうと、募集しても応募していただけないんだという現状が実はあるんです。要するに地元企業然り、農業の作業員然り、そんなこともあるので、何とかその辺を知内町の良さをアピールしながら、積極的にこの移住を進めていければというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。もちろん、イベントに今までパンフレットしかありませんでした。ようやくこういったものが、観光パンフレットしかありませんでしたので、移住促進のパンフレットを作らせていただきました。知内町の良さをイベントで、是非、アピールをしていければというふうに思っております。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5 番（成澤五郎）

今、様々な施策もまたお聞き致しました。そこで、私はやはり定住する、特にそういった動機付けは、やっぱり町内、知内というところは、暮らしやすいよねと、住みやすいよね、本当に明るいよね、こういったやはりものが人々の何かあったときに、家族から町外に呼ばれたり、転出したりするようなことをやはり引き留める歯止めになっていくのかなと、やはり住みやすい、暮らしやすい、その1つに私は、やはり交通というものも重要なファクターだろうと。今、確かにルート228は、この松前から函館、バス便が片道10便、往復20走っています。ですから、この沿道の地区の方々はそれは利用できる。とこ

ろが、ルート228から外れている涌元谷地、前浜、はまなす、涌元、小谷石、ここにとってみれば、3本しかないんですね。上り3本、下り3本、この現状はですね、どう見てもやはり車を持って、すぐ動けるような方たち以外は、まさに交通弱者、買物弱者ということで、大変な苦勞をなさって、不自由をなさっているのではないかと、こういう実際そういう声を聞いております。ですから、ここをですね、今、言ったルート228から少し遠ざかっている人達が、せっかくルート228の木古内、函館、松前まで、往復20便あるんですから、これを接続するですね、小型の交通手段というものが、考えられないのかなと。本当に諦めかけている方たちが随分いるんです。しょうがない、これだけしかないものというような方、そして、こちらの方で、役場近くのイベントがあっても、足がなくて行きたくても行けないという声が聞きます。ですから、これは日常的にはルート228へつなげる便、できればこういう迂回してですね、これができれば、今、函バスに出している、はっきりわかりませんが、補助金とか、町で出しているんでしょう、そういったものも取りやめて、むしろ細かいルートを今のような形で、ルート228から遠ざかっている方たちの交通手段を確保できないのかなと、このように考えますが、如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、ご指摘のまず、移住促進は人口減少を要するにくい止めるために、若い人方を地元に来ていただくことによって、要するに人口の減少を抑えるという施策であります。それから、もう一方、高齢化が進む今、状況の中で、知内町に安心して、高齢者の皆様方が住み続けられる施策として、今、何かあるかということで、5番議員さんがご指摘いただいた、要するに函バスが運行している地域外の方をどうするかということのご指摘であろうというふうに思っています。そんなことから、今回の第6次のまちづくり総合計画もそうでありますけれども、総合戦略の中で、これは総合戦略、計画ももう立てております。これは5番議員、お手元にきつといていると思いますので、それをお目通しいただければ、その対応として、デマンド交通、要するに高齢者の皆様方の対策であります。これも実証試験を行うということにしております。これは計画の中に組み入れておりますので、是非、ご理解をいただければと思います。それと、もう1つ、今、緊急装置であります。独居老人の方が、万が一、体調が悪くなると、そんな場合に、即対応をする場合に、ボタンを押すと、すぐ消防に連絡をするという、今、そういう体制も整えさせていただいています。ただ、これは、今、行政が進めています、個別の行政防災無線もアナログからデジタルに変えなければならない、それから、緊急装置も今、デジタルに変えなければならないという状況が迫った中で、今、タブレットを50台配置をしようと、これも今、総合戦略の中に組み入れられているものであります。ただ、高齢者の皆様方が今、体調が優れないときに、要するにボタンを押すのに、タブレットを持たせて、果たしてそれが機能として要するにうまく動くのかなということも、ひとつありますものですから、その辺も含めて今、いろいろとご指摘をしていただいたものについては、既に総合戦略の中で、要するに地方創生の交付金をいただきながら、実施をするということになっておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5 番（成澤五郎）

不勉強で、今、計画になっているということの状況、ちょっと不案内で失礼しました。今のようなことをですね、大型バスが3本しか通らないのに、いつもがら、風を運んで走っているような状況、これについては是非とも、やはり改める方向で検討をお願いしたいと思います。それから、私は既に、私もその1人なんですけれども、町外から転入してきた1人です。既にそのような方が私の知っている中でも片手に余る方がいるようです。この方は、道外から釣りに来たけど、この知内町の沿岸、浜辺、磯、そういったものに魅了されて住んだと、ご夫婦で中古住宅を買って住んでいるというようなことも聞いております。この知内町は他の町にない、誇るべきものがたくさんあると思います。そういった方たちがそこにそこにやはり感動し、また、次の住みかとして、移住してきたいという、また、実際に来ている人達の座談会等をですね、開いて、知内はどういったところが魅力的なんだ、どういったところが良いんだというようなことも、やはり実際に転入して来た方達の生の声というのを伝えてあげること、この知内を見直すきっかけになるのかなと、このように考えております。そして、やはり何と言っても、先ほどの生活しやすい、暮らしやすいという、町民のこの思いというのが、大事かと思うんですね。それがあるときに、知内へ来たら、知内はいいよと、こういうような会話になって、まさに出かけて行って、大きなイベントで宣伝するというよりも、むしろ町民一人一人の思いが、そういったものを広げていける力になるのかなと、そういうことを考えますと、やはり町民の満足度、これもですね、住んでいると、つついその中の渦中にいますと、良さがぼやけてきたり、わからなくなってくる、そういったことがございますので、町民の満足度ランキングでもですね、作って、それもやはり大いにアピールの具体的な実弾になれるのかなというふうに考えます。今、越してきた人達の座談会、それから、町民の満足度のそういったアンケート等も有効なのかなと、このように考える次第です。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、いろいろご指摘をいただきました。知内町に長く住み続けている皆様方、私も含めてですけれども、やっぱり町外からお越しいただいた人方が、新たに知内町というのは、こんなに良いところがあるんじゃないかというご指摘をいただいているということも事実であります。そんなことから、今回、行政報告でも申し上げました。函館教育大学と知内町ソーシャルクリニックの運営、そして、実施に関する協定、そのほかにもいろいろあります。今、教育大学の生徒方が、小谷石に入り込んで、地域の住民の皆様方といろいろ懇談の場を設けさせていただいて、さらにはこの1つの小さな今、80世帯くらいしかなくなりました小谷石を如何に要するに活性化していくか、そして、高齢化が進む中で、小谷石町内会というのは、本当に人生を終わらすための地域として、どうあるべきか等々の部分をですね、今、本当に教育大学から協力をいただいて、そんな覚え書きも作らせてもらいましたし、締結させてもらいましたし、町も今、200万円の予算を計上させていただいて、100万円については、北海道振興協会から助成をいただいて、今、事

業展開をしております。まさしく、町外から知内町に来ていただく、住むことによって、こんな良いところがあるんですよということをきちんとやっぱり表現していただく、これをですね、今、5番議員さんをご指摘いただいたものにきっと合致していきたくらうというふうに思っております。それから、当然、今、何名かの方が要するに知内町が大変良い場所だからということで、要するに移住をしてきていただいている方々がございます。それで、小谷石ももう仕事をひとつ終えられて地元で生活をしたいという人も戻ってきていますし、町外からも期間限定でありますけれども、住み続けられている方もおります。そんなことも含めてですね、町はそういう移住をしてきていただいた人方との懇談の場をですね、実は設けさせていただいております。更に知内町、町外から来ていただく、移住促進を進めるために、町は町としての考え方ありますけれども、知内町に移住をしてきていただいた人方の要するに意見も参考にしながらですね、今後、移住促進に努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5番（成澤五郎）

今のようなこれからの方向性も私、見えてきたように思います。町のテーマである、誰もが輝くまちということで、是非ともそういう方向でお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

次に8番、笠松悦子君。

◎ 8番（笠松悦子）

笠松です。初めてなので、言葉足らずとか、失礼な言葉を申し上げることもあるかと思っておりますけれども、そこはご容赦お願いしたいと思っております。また、新人の私にこういう機会を与えて、勉強させていただきまず先輩議員の皆様方にもお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。今、どこでもあることですがけれども、人口の減少の更なる進展に伴い、就労人口の減少が大きな課題となっております。この知内町においても「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」をテーマとして、第6次知内町まちづくり総合計画が策定され、また、「まち・ひと・しごと総合戦略」においては、人口の将来展望を見据え、様々な施策が展開されようとしております。

総合戦略の柱でもあります「活力ある地域産業」では、ものづくり振興事業等による助成や支援により、就労人口を確保し、地域産業の持続的な発展を目指していただいております。

農業について言いますと、その対象として中核となる作物としてニラ、ほうれん草となっておりますが、今、知内町で240戸の農家のうち、そのニラ、ほうれん草、トマトを主体としているのは、100戸足らずであります。施設経営における主要作物以外の農業経営対策については、どのように今、お考えになっているのかお伺いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

施設経営における主要作物以外の農業経営対策についてということのご指摘であります。当町の主要農家は、収益性の高い主要作物、ニラ、ほうれん草、トマト栽培を中心に、水稲、畑作を組み合わせた複合経営を主体に、安定的な経営を図っていることについては、ご承知いただいているというふうに思っております。

一方、小規模農家や高齢化が進んでいる農家においては、主要作物を栽培している方もいますが、多数の方がそれ以外の作物を栽培し、一部は、物産館、こもれば温泉、農協Aコープ等で販売している現状もあることも事実であります。このことから、主要作物以外でも販売できる環境を更に整え、地場産品を地場で消費する仕組み作りが課題であると認識しておりますので、関係機関と一緒に知恵を絞りたいというふうに考えておりますし、このことによりまして、給食センターへの食材提供も安定的に行えるものと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

このように、当町の農業は、「土地利用型農業」で広大な農地を守りつつ、「土地集約型農業」で高収益な作物栽培を推進し、さらには、農業を生きがいと捉えられる方への支援を行い、担い手確保による農業の強化を図るために、ものづくり産業振興条例による各種施策を今後も積極的に展開してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

ありがとうございます。今、町長さんおっしゃったように、高齢化が進んできております。後継者がいる農家は、ほとんどやっぱり主要作物に積極的に取り組んでいます。やっぱり面積的にも大きい農家はそれで生き残っていけるんですけども、やっぱり小さい農家は、後継者に継がせるという、思い切った考えも持たずにいる人達がたくさんいます。私たち、町長さん今、言っていたように、物産館やこもれば温泉、また、Aコープ、そこで私も先頭に立って直売を始めました。最初、やっぱりそういう農家の人達の集まりだったんですけども、結局は人にあげたりしていたんです。作ったものを。でも、あなたたち、それは、種代、肥料代、自分の手間も掛かるでしょうと、せめて種代くらい儲けましようということで広めていったら、作るものも少しずつ自信を持って良いものを作るようになってきておりました。今も本当に特にAコープにおいては、ホクレンショップの中にもあります、もぎたて市、ホクレンで展開した、もぎたて市の1号店となっております。私たちにはそれがとても誇りなものです。あと、その中でですけども、今、こうやって、給食センターへの食材なんかも考えているということで、私も先日、給食センターの自給率はどうかかなと思って、所管でお願いをしたところです。町長さんにとって、やっぱり私たちのような、うちは大型というか、大きくていいんですけども、私はやっぱり周りを見ていて、そういう人達のやっぱり声も聞きます。農家というのは、農業者年金も経営者は入っていますけれども、ほとんど知内の場合、女性の農業者年金に加入はしていませんでした。あとほとんど国民年金です。孫にお小遣いをあげたい、また、自分も自分たちだけの交際をしたい、そういうときにやっぱり先立つものはお金なんです。私たちもやっぱりそういうところで売らせてもらおうとか、売らせていただけると、

皆さん生きがいになります。また、さっきの冊子にありましたけれども、コンバインに乗っていた方、本当に90くらいになっているんですね。私たちも歳いっても生きがいのある農業を頑張りたいと思うんです。そのためにやっていると、健康増進にもつながると思うんですけれども、どうでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、ご質問でありますけれども、まず、私の考え方としては、今、ニラとほうれん草、トマト、これを今、知内町の生産性の高い主要作物ということで、今、農家の皆様方が取り組んでいただいているというふうに思っています。それで、それ以外の農家の皆さん方を切り捨てるという話ではなくて、まず、この生産性の高いニラ、ほうれん草、トマトの担い手を如何につくるか、これを今、ものづくり産業振興条例を作らせてもらっていて、何とかその担い手を確保できないか、そんな今、取り組みも今させていただいているところであります。これをまず、ご理解をいただければというふうに思います。そのほかで、今、ご指摘のそれ以外になかなか主要作物に取り組めない、ですが、そこでやっぱり1つの生活の要するに1つの励みとして、そういう作物を作りながら、何とか生きがいを持った中での農業経営をしたいという、これも事実だというふうに理解をしております。そんなことから、議員が女性部の部長さんをやられているときに、葉っぱ産業、要するに全体で見ていただいている形、これも何とか生きがいとして何か要するに女性部の立場で何かできないのかという、きっと考えをお持ちで実施をしていたというふうに思っています。そのほかに、今、いろいろと女性部の皆様方を中心として、イベントにべこ餅を提供する、味噌を造る、それから、廃油となったものを使って石けんを作る、そんな取り組みもしていただいているということも十分理解をしております。そんな中で、うちは今、まず、基幹産業である、主である農業の担い手を如何につくるかということも、私の大きな役割だというふうに思っていますけれども、今、ご指摘をいただいた、それ以外の部分で、本当に細々と家族経営をしている方々の生きがいづくりをどう町が支援をしていくか、いろいろとその情報を町が収集できるか、これはですね、1つの大きな課題というふうに実は思っております。それで、3年前に実は体験観光を進めるために、使っていないハウスを利用させていただいて、トマト750株植えさせてもらっています。今、渡島知内のところでもありますけれども、その中で、私が考えたのは、今、一線を離れた方で、要するに知識を持った人方に何とか管理をしていただだけませんか、その管理をしていただくことによって、ある程度、管理料、それから、利用者の方々から要するに収入を得られる、私は町がそこで作ったものを収益を上げるという話ではなくて、1つの観光振興の拠点として活用できればということでもありますので、そんな形でいろいろと要するにお話をさせていただいたんですけれども、なかなか手を挙げていただけなかったという事実もあります。幸いにして、東菜でスリーエスの今、職員として、今、そういう仕事に就いていただいている職員の方に今、管理をお願いしておりますけれども、そんなことですね、何とかせつかくニラ、ほうれん草、それから、トマトというのは、1つの知内ブランドとしてありますけれども、そこに要するになかなか携われない方々を1つの生きがいとして、どんな体制を構築できるのか、これは1つの知内町の大きな課題でもあろうというふうに思っていま

すので、農業経営も然り、それから、今、ご指摘をいただきました、高齢者の皆様方のやっぱり生きがいづくりというのは、これは絶対必要になってきております、と思っております。ですから、その体制づくりのためにですね、いろいろとご意見をいただきながら、町がどんな体制をつくることによって、そういう生きがいを持って農業経営に要するに従事していただく、そして、自分で作ったものが物産館で販売できる、Aコープで販売できる、そして、作ったものが子どもたちの給食で利用していただけるという、そんな仕組みをですね、是非、考えさせていただければというふうに思っていますので、いろいろと情報提供をしていただければというふうに思っていますので、逆をお願いを申し上げたいというふうに思います。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

8番、笠松君。

◎ 8番（笠松悦子）

これから給食センターなどともいろいろと連携をしてやっていければなと思っておりますので、給食センターに地場産のものをたくさん使ってもらえるようになるということは、子どもたちがもっと生産に対して関心を持ってくれるのではないかなと、期待を持ちたいと思うんですよ。そこで、今、3年後、5年後には担い手にはならないかもしれないけれども、将来の10年後、20年後をその知内のものを食べて育った子どもたちがここに残って、農業の担い手としてしっかりやっていけるように、生産者もまた、町の方々も1つとなって進めていったらいいかなと思うんですけれども。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

この質問をいただいたときにですね、ちょっと担当といろいろと資料を精査しております。それで、今、物産館で、高齢者の皆様方が提供して販売しているものは、物産館で570万円あります。それから、こもれば温泉が115万1千円、それから、Aコープで130万円、そういう販売の実績もあります。ですから、きちんときっと体制ができれば、もっともっと自分が作った野菜を販売しようという意欲をきっと持っていただけるんだろうというふうに、今、自分では理解しています。それと、給食の食材調達の状況でありますけれども、お米は知内100%であります。それから、じゃがいもは73%、ニラが54、ほうれん草が35、しいたけ92、ミニトマト100という形で、今、提供をさせていただいております。ですから、今、議員が言われるように、知内町の町民の農家の皆様方が一生懸命汗して作ったものを我々が食べられるんですよという環境はですね、是非、これは教育委員会の方ともですね、連携をしながら、できるだけ地元の要するに生産者が汗して生産したものをですね、活用できるような、これは以前からもご指摘いただいておりますので、更に前へ進めさせていただければと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

8番、笠松君。

◎ 8番（笠松悦子）

いろいろと一緒に考えになっていただきまして、本当にありがとうございます。今、普及所も撤退というのかしら、本所の方になってしまっ、やっぱり基本があつて農家は

やれる、普及所は要らないという人もいますけれども、昔、確かこの役場ができた頃、この役場の中に普及所があって、私たちしょっちゅう、若い人たちが出入りしていた時期があったと思うんです。そういう中で、やっぱり普及所もなくなった、そういう中なので、産業課なり、いろいろな役場の方々と知恵を出し合いながら、やっぱり知内の農業を守るという、それをやっぱり考えることによって、生きた子どもたちの勉強に姿を見せられればと思いますので、そこのところを今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から本定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

平成28年第2回知内町議会定例会に上程をさせていただいております、議案8件、同意1件、報告1件について、ご説明を申し上げます。

議案第1号については、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、平成28年度から32年度までの5か年の計画であります。公共施設等総合管理計画との整合性を図るための文言の整理と総合計画策定に伴い、事業項目を追加するため、計画を変更するものであります。議案第2号については、平成28年度知内町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出にそれぞれ5億19万1千円を追加し、予算の総額を44億9,960万4千円とするものであります。補正の主な内容は、野菜集出荷貯蔵施設整備ほか産地パワーアップ補助金として3億9,042万4千円の追加、移住促進モデル住宅建設工事として2,500万円、渡島西部広域事務組合負担金、衛生分として2,006万3千円をそれぞれ追加するものであります。議案第3号は、平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ6千円を追加し、予算の総額を6,077万9千円とするものであります。補正の内容は、過年度分保険料の減額に伴う保険料還付金の追加であります。議案第4号は、平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ42万6千円を追加し、予算の総額を4億9,922万9千円とするものであります。補正の主な内容は、介護支援専門員の新規採用に伴う研修費用及び機器セットアップ費用の追加ほかであります。議案第5号については、証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、農業委員会等に関する法律の条令変更に伴い、条例各項を改めるものであります。議案第6号は、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第7号は、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、同じく議案第8号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、構成団体の脱退、加入等に伴い、同規約を変更するものであります。同意第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。報告第1号は、平成27年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰

越についてであります。情報セキュリティ強化対策事業ほか全8事業、1億432万4,420円を繰り越すものであります。議案の内容につきましては、後ほど各担当課から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

● 議案第1号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第1号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

それでは、議案第1号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

知内町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

冒頭、この度の議案及び説明資料の字句に誤りがあり、訂正を申し上げました。お詫びを申し上げます。

まず、今回の過疎地域自立促進計画と申しますのは、ご承知のように、3月の定例会で議決をいただいております。ただ、前段の作業と致しまして、北海道知事との事前の協議が必要ということもあり、2月の段階で、知事協議を進めていたということもありまして、その段階で、公共施設総合管理計画が策定途中であったために、3月で議決をいただいた計画の文言には、計画策定後に記述という内容で議決をいただいております。今回、総合計画の策定をしておりますので、計画文言の変更を対応して行うものであります。更に本年度から、青少年交流センターの利用料金と民宿の宿泊費の差額を助成し、合宿の誘致を推進することを目的として、新しい制度として、文化・スポーツ合宿誘致補助制度を開始しております。その財源として、過疎対策事業債、これはソフト分なんですけれども、その充当を可能とするために、計画の文言へ追加するものでございます。

それでは、説明資料見だし1の新旧対照表でご説明を申し上げます。ナンバー1、総務企画課、見だし1の1ページ目からご説明を申し上げます。まず、1の基本的な事項でございます。変更後、6ページのところなんですけれども、(6)公共施設等総合管理計画との整合という部分、今、ご説明のとおり、計画策定後に記述ということでありましたけれども、この度、計画を策定致しましたので、対応する部分、記載のとおり変更してございます。本町においては、人口減少や少子高齢化の本格化に伴い、中長期的な視点から公共施設の総量や配置の最適化を図り、将来にわたり持続可能な行政サービスを維持するため、平成28年3月に「知内町公共施設等総合管理計画」を策定してございます。この計画では、次の7つの基本的な考え方に基づき施設等の維持管理や運用を行うものでございます。1と致しまして、点検・診断等の実施方針。2番と致しまして、維持管理・修繕・更新等の実施方針。3番と致しましては、安全確保の実施方針。4番、耐震化の実施方針。5番、

長寿命化の実施方針。6番、統合や廃止の推進方針。7番、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針。これによりまして、本町では積極的な公共施設の適正化を図るとともに、施設の統合や集約化、複合化を検討検証していくものでございます。また、新しい公共施設の整備につきましては、必要性を十分検討し着手していくものという記述を追加するものでございます。

次に変更後の11ページ目のところです。知内町の行政機構図を変更してございます。この4月から機構改革によりまして、例えばなんですけれども、総務企画課と税務会計課を分離して、右の変更後のような機構としておりますので、それに対応した機構図の変更をしているものでございます。

2ページ目です。2番目の産業の振興のところですか。ページと致しましては、計画のページと致しましては、18ページです。先ほどと同様に、公共施設等総合管理計画との整合の部分、記述を盛り込んでいるものでございます。国の指針を基本認識として、既存の公共施設の複合化や小規模化及び省エネルギー化を十分に検討し、経常的な経費削減に努める。施設の整備、維持管理等の運営については、指定管理者制度による運用、民間資金の活用も含めて効果的、効率的な運営を図るといふ文言を追加するものでございます。

次に3番目、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進についてでございます。計画の文言では、22ページです。同様に公共施設総合管理計画との整合性の部分の文言を追加してございます。内容については、先ほどと同様のもので、記載のとおりでございます。道路橋梁の部分について、計画的に管理していくという内容でございます。

次に4番、生活環境の整備についてでございます。同じく(4)公共施設等総合管理計画との整合について記載しているものですが、この部分では、防災施設ですとか、下水道施設及び町営住宅に関して、長寿命化などの計画的な管理をしていくという文言を追加するものでございます。

5番目、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましても、同じく高齢者等の保健福祉の向上及び増進の区分における公共施設については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行うものという文言を追加しているものでございます。

3ページ目でございます。7番、教育の振興のところですか。これがその対策と致しまして、右の方の一番下、⑬でございます。文化・スポーツ合宿の誘致を図るといふことで、この補助制度について、先ほどご説明のとおり、過疎債の充当を可能とするための文言の追加でございます。(3)の計画につきまして、一番下のところでございます。文化・スポーツ合宿誘致補助事業という文言を追加するものでございます。更に(4)と致しまして、公共施設等総合管理計画等の整合性については、「教育の振興」の区分における公共施設について、小学校の統廃合に伴い、閉校した校舎や跡地の効果的な活用に努めるとともに、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行うという文言を追加するものでございます。

4ページ目でございます。8番地域文化の振興のところですか。同じく(4)公共施設等総合管理計画との整合の部分で、「地域文化の振興等」区分における公共施設について云々で、以下、ほか先ほど説明のとおりと同様の計画文言の追加でございます。

更に10番目と致しまして、その他地域の自立促進に関し必要な事項ということ、こ

れも同じく（４）公共施設等総合管理計画との総合性の部分で、施設の更新においては、再生可能エネルギーの導入や省エネ化を図るなど維持管理の削減を検討する。また、そのほかについては、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行うというものでございます。

計画の変更につきましては、以上でございます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、休憩致します。

再開は、午後１時と致します。

（ 休憩 午前 11 時 分 ）

（ 再開 午後 1 時 00 分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、会議を再開致します。

● 議案第２号 平成２８年度知内町一般会計補正予算（第３号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第９、議案第２号、『平成２８年度知内町一般会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第２号、平成２８年度知内町一般会計補正予算（第３号）についてでございます。

平成２８年度知内町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億１９万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４億９、９６０万４千円とするものでございます。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算の補正」によります。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の追加は、「第2表地方債補正」によるものでございます。

例によりまして、歳出からご説明を申し上げます。一般会計の14ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に142万1千円を追加し、3,916万5千円とするものでございます。内訳と致しまして、13節委託料に社会保障・税番号制度に係る総合行政システムの改修委託料と致しまして、53万円を追加するものでございます。内容は、職員の人事給与システムを運用してございますけれども、そのシステムをマイナンバー制度の対応するシステムの改修が必要になっているということでございまして、必要な予算と致しまして53万円を追加するものでございます。次に14節使用料及び賃借料に89万1千円を追加し、715万4千円とするものでございますけれども、現在使用しております印刷機なのですが、リースの期間がこの6月末でリース期間終了し、その機械が印刷の耐用年数も大幅に超えているということもございまして、機械の更新が必要だということでございます。そのためのコピー機リース料と致しまして、89万1千円の追加をお願いするものでございます。

次のページです。2款1項9目交通安全対策費に50万円を追加し、464万9千円としたいということでございます。内訳は、19節負担金補助及び交付金の木古内地区交通安全協会補助金と致しまして、50万円の追加をしたいということでございます。内容は、消防署敷地に隣接した交差点付近、コンビニエンスストアとのちょうど境目の辺りなんですけれども、交通安全監視塔が設置してございます。この監視塔が昭和58年設置ということで、33年を経過していて、腐食など、相当老朽化が進んでいるために、改修、補修が必要な状況となっております。設置者そのものは安全運転協会なんですけれども、改修費用を見積もったところ、110万円程度掛かるということなんです。安全運転協会ですべてそれを負担することは難しいということで、町の方に一部助成の要請がございました。その要請を受けまして、今回50万円を補助金として計上したいということでございます。

次に2款1項11目地域会館管理費に300万円を追加して、2,441万1千円としたいということでございます。財源のその他のところは、公共施設整備等の基金を充当したいということでございます。内訳は、15節工事請負費に前浜町内会館のトイレの改修工事と致しまして、300万円を追加したいという内容でございます。現在、前浜町内会館のトイレなんですけれども、和式になってございまして、特に足に故障のある方々が使えないという問題がございました。このために、まず、便器を洋式トイレとし、また、ウォシュレット化するとともに、更に周囲に手すりを取り付けるための改修工事として、300万円を計上するものでございます。図面など、説明と致しましては、見だし4の建設水道課の資料の1ページに添付をしております。

次に2款1項12目自治振興費でございます。383万8千円を追加し、5,115万6千円としたいという内容でございます。内訳と致しまして、13節委託料に涌元駐在所貸付用地の確定測量の業務委託料と致しまして、49万5千円。更に第1町民グラウンド、これは旧知内小学校でございます。周辺樹木の調査診断業務委託料として、44万3千円。更に17節の公有財産購入費に涌元駐在所の貸付用の用地の買収費と致しまして、190万円。更に19節負担金補助及び交付金の光ケーブルの移設負担金に100万円を追加し

たいという内容でございます。現在、涌元の駐在所なんですけれども、老朽化が進んでいるために、北海道警察と協議をしながら、数年前から移転改修の適地を調査してきたところでございます。この度、現在の涌元郵便局の北側の土地、3筆なんですけれども、地権者の方々から駐在所の用地として譲渡いただけるということで内諾をいただきましたので、このために用地の確定測量と土地買収費を追加をしたいということでございます。買収面積は、総務企画課の見だし1の説明資料の5ページに記載してございます、514㎡です。514㎡と致しますと、155坪前後となるんですけれども、買収単価は固定資産評価の際の不動産鑑定士の評価額に準じまして、平米あたり3,700円程度、坪あたりにすると、1万2千円程度という設定でございます。また、旧知内小学校周辺の樹木調査につきましては、6月2日の第2回臨時会の大型遊具の契約議決の際にもご質問いただいております。周辺全体では、90本程の樹木があるんですけれども、そのうち、どのような樹種、樹齢のものをグループ分け致しまして、12本の診断を予定してございます。今回の診断結果を受けまして、結果を町内会ですとか、議会の方にもお知らせをしながら、再度協議の上、もし一部整理すべき樹木が発生したという場合には、第3回定例会で伐採費用を予算措置させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。また、光ケーブルの移設負担金につきましては、現在、北電柱とNTT柱合わせて、町内に1千本程の柱に光ケーブルを添架させていただいております。電柱の老朽化で取替えの際に、光ケーブルの移設工事負担金として、例年、当初予算で230万円程の予算措置で対応してまいりましたけれども、昨年度は90万円弱の移設の負担金の決算となっております。今年度、国道の中ノ川地区をはじめとして、老朽化した北電柱53本の更新が予定されてございます。国道の中ノ川辺りを走っていただくと、右側の方に黄色いキャップと申しますか、付いた電柱が目立つと思うんですけれども、そちらの方が今回、更新する北電柱でございます。その電柱に対する、これは町の光ケーブルが添架しているものですから、北電柱の更新に伴って、光ケーブルを移設する工事費、町の責任においてしなければいけないということで、その部分、234万円が見込まれておりまして、当初予算のほぼすべてがそちらの今回の移設工事に必要だということで、予算の不足が見込まれることから、今回100万円の追加をお願いするものでございます。

次に2款1項15目諸費でございます。50万円を追加し、100万円としたいということでございます。内訳は、23節償還金利子及び割引料に還付金と致しまして、50万円の追加でございます。個人町民税は、例年予定納税などをしていただいているんですけれども、今年の確定申告で、過年度の還付金が発生しているということでございまして、予算の不足が見込まれる50万円を今回、追加したいということでございます。

更に2款4項選挙費、6目渡島海区漁業調整委員会の委員の選挙費でございます。渡島海区漁業調整委員会の委員の選挙でございますけれども、今年の8月7日をもって、4年の任期が満了となりますので、その委員の選挙費を今回、追加計上したいということでございます。内容は、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、必要となる選挙費用を全体で229万4千円を追加したいということでございます。

次に飛んでいただきまして、33ページです。9款消防費のところでは、9款消防費、1項消防費、1目消防費に25万8千円を追加し、2億965万2千円としたいという内容でございます。内訳は、19節負担金補助及び交付金のところで、渡島西部広域事務組

合の負担金と致しまして、25万8千円の追加をお願いしたいということでございます。事務組合の職員の異動及び知内町署員の異動に伴いまして、人件費の異動の負担の部分の補正でございます。総務企画課関係は、以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

21ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に741万9千円を追加し、7,962万1千円とするものです。内訳としまして、3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金まで、臨時給付金等にかかる経費をそれぞれ追加するものです。

説明資料見だし2の生活福祉課1ページで説明致しますので、1ページをお開きください。この制度の概要ですけれども、消費税の引き上げの影響等を踏まえて、低所得者に対して、消費の下支えなどの目的で、暫定的・臨時的な措置として、臨時給付金としてと、年金生活者等支援臨時福祉給付金を対象となる人に給付します。ですから、2つの給付があります。

まず、1つ目ですけれども、基準日、28年1月1日、申請先は、基準日において、住民登録がされている町村です。共通としまして、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は、両方とも受け取ることができます。まず、最初に、臨時福祉給付金ですけれども、給付対象者は、平成28年度町民税が均等割が課税されていない人が対象です。目安としまして、町民税が課税されない所得水準の目安を参考に載せております。給付額は、1人3千円でございます。

もう1つの方は、年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害、遺族年金受給者の方でございます。支給対象は、平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者である方で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金を受けている方が対象です。ただし、前期に今やっております高齢者向け給付金を支給された方は、対象になりません。給付額は、1人3万円でございます。

続きまして、5目介護保険費に42万6千円を追加し、9,148万8千円とするものです。内訳としまして、28節繰出金、介護保険特別会計の繰出金42万6千円の追加をするものです。

23ページ、2項児童福祉費、2目児童措置費に147万3千円を追加し、1億2,975万4千円とするものです。内訳としまして、19節負担金補助及び交付金、知内町一時預かり事業補助金147万3千円を追加するものです。説明資料見だし2の生活福祉課2ページで説明致しますので、2ページをお開きください。一時預かり事業の概要でありますけれども、目的としまして、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、保育所において一時的な保育を提供することにより保護者の心理的、身体的負担を軽減するための支援及び児童福祉の増進を図ることを目的とします。実施施設ですけれども、知内保育園と湯ノ里保育所の2箇所でございます。対象児童としまして、保育所、保育園に通っていない生後6か月以上の小学校就学前の児童で、次の児童です。1つ目としまして、保護者の就労形態等により、家庭における保育が困難となった場合。2番目としまして、保護者の傷病、入院等により、緊急又は一時的に保育を必要

とする場合。3番目としまして、保育者の育児に伴う、心理的、身体的な負担を軽減するために保育を必要とする場合の以上でございます。利用定員は、1日あたり、各園おむね5名程度ということにしております。それから、利用期間ですけれども、原則として週3回又は月14日以内にしております。利用料としまして、1日1,200円、半日は600円になっております。

続きまして、24ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃費に2,006万3千円を追加し、1億7,265万円とするものです。内訳としまして、19節負担金補助及び交付金、渡島西部広域事務組合負担金2,006万3千円の追加については、ストックヤード建設に伴い、知内町負担分を追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

25ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に3億9,117万1千円を追加し、4億5,310万6千円とするものであります。これは、12節役務費及び18節備品購入費に多面的機能支払交付金推進事業で、地域の資源情報や活動箇所を記録するための機器購入費とその通信費として、それぞれ追加するものであります。次に19節負担金補助及び交付金に、経営体育成支援事業補助金として、69万円を追加。内容につきましては、説明資料見だし3の産業振興課の1ページを後ほどご参照願ひしたいと思います。次に産地パワーアップ事業補助金として、3億9,042万4千円を追加。内容につきましては、説明資料の2ページで説明したいと思いますので、2ページをお開きください。この産地パワーアップ事業につきましては、国のTPPの大筋合意を踏まえまして、農業の国際競争力の強化を図る必要があるため、産地の高収益化に向けた取組みを総合的に支援する事業として、今年度から始まった事業であります。事業の内容につきましては、1番目にありますとおり、地域の営農戦略として定めました地域パワーアップ計画に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組に総合的に支援するという内容になっております。2番目としまして、支援内容につきましては、支援の対象となる取組につきましては、今、申しました高収益な作物栽培体系の転換を図る取組のための機械や機械リース等の経費につきまして取組みになります。支援対象者につきましては、先ほど言いました産地パワーアップ計画に位置付けられている、農業者、農業者団体等であります。補助率につきましては、2分の1、農業機械リースにつきましても、本体の2分の1というふうになっております。これは、間接補助金になりまして、国の資金管理団体から北海道、そして、町の方を通りまして、取組主体の方にお金が流れますので、今回、補正という形になります。3の事業計画内容ですけれども、1つ目としましては、新函館農業協同組合が取組主体となりまして、真ん中の事業内容ですけれども、2年前から計画しております集出荷貯蔵施設、ニラ共同調整包装施設、ニラのラインの更新に手をあげております。これにつきましては、違う事業でいろいろと検討をしてまいりましたが、今回、この事業ができてですね、道の方と協議をしまして、こちらの事業の方が採択の優先が高いということで、こちらの事業の方に振り向けておりまして、総事業費につきましては、7億1,800万円、国費としましては、3

億3, 200万円を見込んでおります。2つ目の事業費としましては、取組主体が知内町ニラ生産組合、真ん中の事業内容につきましては、パイプ、それから、被覆資材、ビニールハウス、ビニールですけれども、これが100棟、機械リースとしまして、自動換気装置ということで、パイプハウスの温度管理を自動で横のビニールを上げ下げする装置を100台、それから、袴剥き機ということで、ニラの茎下のごみ飛ばし機のことですけれども、これを29台、金額につきましては、それぞれ右の欄になっております。それから、3つ目の事業としましては、知内町豆類機械作業受託組合の方で申請しております事業内容のところですが、収穫機1台ということで、今現在4台で約100Ha近くの面積をやっておりますけれども、どうしても刈り遅れがあって、品質が低下するという問題がありましたので、今回、この1台を導入してですね、適期刈取時期に向けて品質の向上を図るという目的でございます。事業費につきましては、こちらに書いておりになっております。

議案に戻っていただきまして、26ページでございます。4目農地費に44万円を追加し、2,019万5千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金に食料供給基盤強化特別対策事業補助金、通称、農地パワーアップ事業と言われているものですが、これに追加するもので、内容につきましては、重内第2地区と重内地区と2つありますけれども、重内第2地区の事業費が増加したことによりまして、追加補正をするもので、詳細につきましては、説明資料の3ページと4ページにございますので、後ほどご参照願いたいと思います。

次に27ページです。3項水産業費、2目水産振興費に67万9千円を追加し、2,227万2千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金に養殖施設災害復旧助成として追加するもので、内容につきましては、1月18日に発生しました、低気圧により被害を受けた、涌元、前浜地区のコンブ、ワカメの養殖施設、64基の復旧費の一部を助成するものでありまして、総事業費としましては、149万4千円を見込んでおりまして、そのうちの67万8,400円を支援要請がありましたので、今回、補正するものであります。

次に28ページ、4項1目ものづくり産業振興費に2,776万5千円を追加し、1億5,271万1千円とするものであります。これは、15節工事請負費に移住促進住宅、いわゆるセミオーダー住宅の建築工事等に追加、更に25節積立金に財産貸付収入としまして受けます事業申込金と住宅貸付料を基金に積み立てるものでありまして、内容につきましては、説明資料の5ページをご覧くださいと思います。ものづくり産業振興事業の関係ですが、27年度からこの振興条例に基づきまして、各種施策を展開しておりますけれども、その中の移住促進支援事業の中の貸付条例につきましては、要綱上は今年の4月1日から要綱が適用になるという形で、今回この提案をしております。今回申込みが1件ありましたので、この建設費等の補正予算を追加するものであります。2番目の住宅の建設につきましては、A、B、Cと3プラン、前にもお話しましたが、そのうちの一番小さいAプラン、29坪を本人の方が希望をしております、設置場所につきましては、定住団地で下の方の写真ですが、一番奥の方のこの斜線の赤いところを今、希望されております。貸付料につきましては、月額5万3千円。今年度の貸付料としましては、11月に入る予定で、26万5千円。それから、事業申込金につきましては、

24か月相当分ということで、130万円。合計で156万5千円を歳入予算として見込んでおります。それから、委託料につきましては、当初予算で計上済みで250万円を見込んでおります。それから、工事請負費につきましては、杭打工事、それから、建設工事合わせまして2,620万円を今回、補正するということになっておりますので、よろしくお願ひ致します。

続いて、議案に戻っていただきまして、29ページ、7款1項商工費、4目公園管理費に41万円を追加し、342万9千円とするものであります。これは、13節委託料に知内公園樹木診断委託料として追加するもので、内容につきましては、説明資料見だし4の建設水道課の2ページにありますので、後ほどご参照願ひしたいと思います。これは、先ほど言いました、総務費でありました、町民グラウンドと同じような樹木診断という形になっております。

次に30ページ、6目健康保養センター管理費に62万円を追加し、3,077万4千円とするものであります。これは、18節備品購入費に健康・運動機器購入費として追加するもので、こもれば温泉の方にこの機器を追加して、健康増進を図るという目的で追加するものであります。以上で、産業振興課の関係を終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に、建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

31ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に760万円を追加し、7,828万8千円とするものでございます。これは、元町前浜線の舗装補修工事が社会資本整備交付金の交付決定を受けましたので、今回、補正するものでございます。元町前浜線、全長631m、そのうち、全線を調査設計委託、今回致します。これに180万円、そして、631mのうち、今年度180m分の舗装補修工事に580万円の追加補正でございます。施工場所等につきましては、見だし資料4の3ページに記載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思ひます。

次のページ、32ページをご覧ください。4項住宅費、1目住宅管理費に2,658万円を追加して、3,011万8千円とするものでございます。この事業も社会資本整備交付金の交付決定を受け、補正するものでございます。アカシヤ団地、紅葉団地の個別改善事業とサクラ団地の解体工事でございます。個別改善事業は、居住性向上のため、台所、浴室、洗面所の3箇所、お湯が使えるようにする工事、給湯設備工事でございます。そして、ユニットバスを設置する工事、それから、入居のお年寄り対応で、玄関、トイレ、浴室に手すりを設置する工事となっています。工事箇所、配置関係は、見だし資料4の4ページ、5ページに記載しておりますので、お目通しお願ひしたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に、学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (田中志津夫)

34ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に4万3千円を追加し、5,530万9千円とするものです。内容につきましては、11節需用費に湯ノ里小学校体育館にある暗幕開閉装置が故障したことから、修繕費として追加するも

のでございます。

次に4項高等学校費、1目学校管理費に57万4千円を追加し、5,657万9千円とするものです。内容につきましては、9節旅費に今年度新採用となった新任教員3名分の初任者研修旅費として24万3千円を追加し、及び今年度赴任された教職員6名分の赴任旅費として、不足となる33万1千円を追加するものです。

次に6項社会教育費、1目社会教育総務費に5万円を追加し、1,201万2千円とするものです。内容につきましては、14節使用料及び賃借料に中ノ川地区に設置してあります建有川、寨門跡モニュメント設置にかかる土地の賃借料としまして、平成8年に20年契約ということで、土地の賃貸借契約を締結しておりましたが、今年度、更新の時期に当たりまして、土地所有者との協議により、追加するものでございます。

次に7項保健体育費、1目保健体育費に268万円を追加し、9,398万9千円とするものです。内容につきましては、7節賃金から16節原材料費まで、ファミリースポーツ広場の昇降階段に手すりを設置する経費と致しまして、152万8千円を追加するものです。また、18節備品購入費に第1町民プールの1レーンにプールの底に移動できる足場を設置しまして、低学年等の安全の確保などのために、備品として101万8千円を追加し、体力づくりの一環として、自己のタイム記録やトレーニングの時間の調整等を確認できるよう、タイマーの設置費用として、13万4千円を追加するものです。なお、ファミリースポーツ広場の昇降階段設置場所につきましては、説明資料見だしナンバー5、教育委員会社会教育課の1ページに示しておりますので、後ほどお目通しを願います。以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に歳入並びに地方債の補正について、総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

歳入のご説明を申し上げます。一般会計の4ページでございます。9款1項1目地方交付税に3,063万7千円を追加し、19億5,759万6千円とするものでございます。先ほどご説明を申し上げました歳入補正の必要な一般財源と致しまして、地方交付税に3,063万7千円を追加したいということでございます。

次に13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に1,553万円を追加し、5,386万5千円としたいということでございます。2節社会資本整備総合交付金と致しまして、先ほど建設水道課長から歳出のご説明を申し上げました、住宅管理等、町道元町前浜線の補修に伴いまして、社会資本総合整備交付金がそれぞれ決定をいただいたということで、個別改善事業750万円、効果促進事業309万円、道路ストック修繕事業494万円ということで、合わせて1,553万円を追加するものでございます。

次に13款2項3目民生費国庫補助金でございます。791万円を追加し、3,350万3千円とするものでございます。2節臨時福祉給付金給付事業補助金と致しまして、臨時福祉給付金事業補助金501万9千円、年金生活者等支援臨時福祉給付金と致しまして、国庫の補助金でございます。240万円を追加したいということでございます。これも先ほど生活福祉課長からご説明申し上げました、歳出に対応している国庫補助金でございます。同じく3節子ども子育て支援交付金と致しまして、49万1千円ということで、これも先ほど歳出ご説明を致しました。国3分の1、道3分の1、町3分の1ということで、

国3分の1分の49万1千円の追加でございます。

次に14款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金に49万1千円を追加し、1,232万2千円としたいということでございます。8節子ども子育て支援交付金で、先ほど国の補助金も同額追加をしておりますけれども、道も同じく3分の1分ということで、49万1千円の追加でございます。

14款2項3目の農林水産業費道補助金に3億9,119万6千円を追加し、4億4,087万円を追加したいということでございます。1節の農業費道補助金、これも先ほど産業振興課長から歳出のご説明を申し上げました。それに対応する歳入の補助金と致しまして、食料供給基盤強化特別対策事業補助金に8万2千円、経営体育成支援事業補助金と致しまして69万円、産地パワーアップ事業補助金と致しまして、3億9,042万4千円の追加でございます。

14款3項委託金、1目総務費委託金に229万4千円を追加し、1,083万8千円としたいということでございます。4節選挙費の委託金と致しまして、これも先ほど歳出をご説明致しました、渡島海区漁業調整委員会委員の選挙の委託金と致しまして、229万4千円を追加したいということでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入の1目財産貸付収入に156万5千円を追加し、1,757万1千円としたいということで、1節土地建物貸付収入の移住促進住宅の貸付料と致しまして、26万5千円、更に3節知内町移住支援事業の住宅貸付型の事業の申込金と致しまして、一時金として130万円を追加するものでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に2,987万9千円を追加し、4億2,443万5千円とするものでございます。3節農林漁業振興基金の繰入金と致しまして、67万9千円、6節公共施設等整備基金繰入金と致しまして、300万円。8節ものづくり産業振興基金の繰入金と致しまして、2,620万円。それぞれ歳出に対応した財源と致しまして、基金の繰入を予定しているものでございます。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入に18万9千円を追加し、1,686万5千円ということで、雑入に冒頭で生活福祉課長からもご説明を申し上げました。道南ドクターヘリの平成27年度分の精算金と致しまして、18万9千円還付されるということで、その精算還付分でございます。

次に20款町債、1項町債、11目衛生債に2,050万円を追加し、2,120万円としたいということでございます。2節衛生施設整備事業債と致しまして、リサイクル保管のためのストックヤードの建設事業の負担金がございます。その財源と致しまして、2,050万円を追加したいということでございます。

戻りまして、地方債の説明を申し上げます。3ページです。第2表地方債の補正でございます。追加です。起債の目的と致しまして、先ほどご説明を致しました、衛生施設整備事業債ということで、起債の種目としては、過疎対策事業債でございます。限度額2,050万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前同様でございますので、お読み取りをいただきたいと思います。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、2款総務費。

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

14ページのコピー機のリースの追加でありますけれども、これリースと買い上げと、その辺、比べてですね、どうなんですか。リースの方がいいという判断なんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

印刷機なんですけれども、使用枚数、例えば今回の議案もそうなんですけれども、いろいろな使用をしております、相当枚数が多いです。途中故障だとかも度々発生しておりますので、買い入れてしまうよりは、リースの方が有利であろうという判断をしております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

今回、涌元駐在所の土地、長年懸案であちこち候補地もありましたけれども、これどうなんでしょう、道警の方から、賃貸、何年で、年なんぼ入ってくるのか、お知らせいただきたいと思えます。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今のご質問のとおり、北海道警察の方には、売買ではなくて賃貸をお願いをしたいということでございます。当然ながら、まだ賃貸料金については、これからの交渉ということであるんですけれども、何年間といいますのは、施設存続の間というのが、普通、駐在所が建設されますので、その施設がある間は、土地の使用料ということでいただくこととなります。単価につきましては、今後の調整ということでございますが、今、現段階で、今回の予算の議決をいただいたあと、すぐに土地の買収をさせていただいて、測量もしながらですね、北海道警察との賃貸契約を締結し、9月には建物の建設を予定しているものがございます。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

ということは、測量費、さらには土地代、約240万円がそっくり最終的には賃貸料として入ってくるという理解していいの。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

一般的に賃貸料はですね、固定資産税評価額の3%から、いろいろな過去あったようなんですけれども、3%から4%、プラスこの土地がもし民間の方々が所有していた場合には、当然ながら宅地としての固定資産税収入がございますので、それを合わせた金額を賃貸料

収入と致しまして、それが施設の存続の間ですので、今、ご指摘のとおりですね、買収にかかる部分というのは、最終的にはそれらの賃貸料収入で補てんされるべきものと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。2款ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、3款民生費。民生費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、4款衛生費。4款衛生費ありませんか。

では、6款農林水産業費。

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

28ページの移住促進モデル事業でお尋ねを致します。今回、希望者が出たということで、1棟、29坪ですから、Aタイプになるんですか。それで、ちょっとお尋ねするんですけども、条件として、家賃の24か月分、一括納付とありますけれども、これに対して、随分、ちょっと最初、条例を作るときに違和感があったんですけども、これに対する申込者の感触というのはどうだったんですか。抵抗感はなかったんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これにつきましては、移住住宅支援事業住宅貸付型の実施要綱をもうけておりまして、その中で謳わせていただいておりますけれども、これにつきましては、事前に何回かこの方は相談に来ておりまして、申込みの前から数回来ておりまして、その中で、いろいろとご説明した中では、この部分もちろんお話もしていますし、ここからかいつまんでのお話もわかりやすくしておりますので、その中ではどうなんだという話は特段ございませんでした。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

今、改めて自分がこれに応募した場合のちょっとことを考えながら、想定しながらお話しているんですけども、やはり24か月分というのは、ちょっと重荷になるのかなという、当初、一括納付ということになれば、重荷になるのかなという、1つだったんですけども、相手方と十分話し合っ、その辺は抵抗がなかったということなんでしょうけれども、改善できるものであれば、これからまた10棟計画しているものですから、今後、またいろいろ考えもあるだろうと思うので、頭に入れて置いてほしいなと思います。

それと、もう1つなんですけれども、事業費2,600万円かかるわけでありますけれども、坪単価にして79万8千円となっております。これ実施設計入れれば、90万円以上の坪単価になるんだろうなという思いがするんですけども、以前、モデル住宅を作ったよりも割高になるという理由は何ですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明を致します。モデル住宅のときには、36坪で70後半の金額ということでご説明したと思いますけれども、どうしても面積が小さくなると、坪単価ということでありまして、こういう数字になるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

モデル住宅を作ったときに、基本設計は町で取っているわけですがけれども、それに加えて、10棟建設するにあたって、その都度、実施設計かかるわけですがけれども、この実施設計250万円予算計上したんですけれども、この単価というのは妥当なんですか。それとも、ちょっと以前から、いろいろ各議員からも高いんじゃないかという話も出ているだろうと思っておりますけれども、全体的にこれ坪単価を圧縮する工法というのはないのか、その点1点。

それと、基礎杭で、120万円計上しておりますけれども、これは木なんですか、コンクリなんですか。

それと、支持杭、到達するまでの深さというのは、どの程度になるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。実施設計の方につきましては、これも以前に全員協議会等でご説明しておりますとおり、基本設計がやった業者にですね、随契で実施設計をお願いする予定ですがけれども、国交省の積算基準による設計料の積算金額よりはだいぶ今、落ちる見込みでこれを計上しております。それから、全体的に圧縮的なものにつきましては、これも以前に説明会等でお話しましたけれども、どうしても国交省の省エネ基準だとか、環境の総合評価だとか、高气密、高断熱等の関係で、どうしてもやっぱり単価が高くなるということで、だから、圧縮するということには、すぐにはならないのかなと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

杭についてご説明申し上げます。この杭、コンクリートでございます。それと、支持層まで到達させる杭ではなくて、摩擦でもたせる杭になりますので、長さは設計当初みていませんけれども、恐らく10m前後かなというふうには思います。それで合わせまして、杭の支持力に関しましては、やはりいろいろとニュース等で出ておりますけれども、機械の抵抗値をですね、確認しながら、支持力を確認するというので、その支持力が足りなければ、また、次の方策を打つということに通常はなるのかなというふうには思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

私も同じように今回のこの28ページの関係、今、産業振興課長の方から、工事費の圧縮は無理だというような説明をちょっと、そういうふうにとったのですが、今まで教員住宅も含めながらずっとみますとですよ、平成23年に教員住宅25.4坪、これ坪あたり49万3千円でできているんです。さらには24年、集成材と無垢材と両方合わせて教員住宅建てた。このときに集成材は加工品も含めて約73万円、無垢材については、原木の製材も含めてですよ、62万6千円でできている。なぜ、今回、前のモデル住宅とこれらについては、すべて全部入れると、杭のやつも工事費を全部入れれば、前回のモデル住宅は92万円、今回は92万2千円ですよ、余りにも民間との差がありすぎませんか。そして、もう1つ言えるのは、24年に集成材と無垢材をやったときに、地元業者のコンペでやってみたらどうだと、実際やったでしょう。安くできたでしょう。設計料も何も一切かからない、全部コンペの中でやって、この建物というのは、別に両方建てたけれども、おかしい建物ではなかったでしょう。なぜ、これ今までやってきたものを踏襲して安く上げようとする努力をしないのか。機密性の問題だとか何とかという問題はさっき言っていましたけれども、過去に建てたものの全部、それら網羅して建てているんですよ。どうも説明しているのと、実際とは違う気がしているんですが、説明、もう一回、お願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、23年、24年の単価と今の単価の差、そして、民間住宅と比べると高いのではないかという辺りをご説明をさせていただきたいと思います。まず、23年、24年と現在のモデル住宅、やはり仕様が随分違っていて、高級な材料を使っている、それと、薪ストーブ関係に関しても、非常に高価になってきているんですけれども、一番大きな違いはですね、平成26年度に法の改正がありました。それで、実は予定価格の算出の仕方も含めてちょっと説明をさせていただきたいのですが、工事価格というのは、ばさっとして大きく、直接工事費、いわゆる材料と手間、それから、経費、この大きな2本立てになっております。それで、直接工事費分につきましては、それほど企業間で差はないんですけれども、経費分に関しましては、やはり企業間で大きな差があると、例えば1億円の工事をやるのに100人社員を抱えている会社の経費と、1人しか抱えていない会社の経費では、大きく違うというそういうイメージなんです。それで、民間の工事の場合、そこの経費の部分でだいぶ削減努力がされるのかなというところが1点です。そして、公共工事につきましては、先ほど平成26年にちょっと法改正があったということなんですけれども、平成のですね、8年、9年、10年くらいから、建設業者だとか、建設投資額、あと、建設就業者数、どんどん減ってきております。この減ってきていることに関してですね、建設業者、このままでは担い手がなくなってしまうというところで、国土交通省が平成26年度にいわゆる担い手3法という3つの法律があるんですが、これを大幅に改定致しまして、まず、建設業に勤める人間の待遇改善をしようということで、賃金のアップを図っております。それと、社会保険に入れなければならないということで、経費関係の率もアップしております。ですから、その段階で、およそ経費率で30%くらい前年度に比べて、経費だけでいけば上がっているんですけれども、まず、それが1点でございます。それと、公共工事に関して、積算をしていく中で、合理的なルールということで、一応、基準を持

っているんですけれども、以前はですね、例えば町の単費事業であれば、通常の補助事業経費の8割くらい、80%にしようとかという、そういう暗黙のルールで経費を削っている例が多々あったんです。これは知内町もそうですし、ほかの町村もそうだったんですけれども、それが平成26年度に、今度、受注者側の責務ということで、適正な予定価格を算出しないと、法律違反だよというようなことになりまして、昨年の工事からそういうような、いわゆる歩切りをなくしてですね、それで通常の普通の積算基準に則った価格、そのままでやっております。ですから、高くなるというよりは、建設業者だとか、働いている人たちが、今後、安定した生活をするためには、そのくらいの予定価格を組まないと、この先立ちゆかないぞという趣旨で、予定価格を組んでおります。ですから、あと、企業によっては、満額の経費がいらないので、このくらいでということ、今度、入札行為の中でいろいろと考えられてくるところがあると思いますけれども、今回につきましては、そういうわけで、予定価格でございますので、満額の経費を見、そして、材料関係についても、地元産の割と高価な材料を使っておりますので、平成24年、25年に比べると、坪単価についても大幅に上がっているところをご理解いただきたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

課長ね、反論させてもらうけれども、担い手3法で30%上がりましたと。今、地元の企業で、地元の大工さんでね、実際に今、やっているのは、45万円から50万円の範囲内ですよ、実際、2、3件の大工さんといろいろと話を聞いたけれども、なぜ、公共でやれば70万円以上になるのか、地元材で大工さんの使う材料とここで使う材料違いますか。同じですよ。集成材は。集成材は坪あたり単価高くなるのは、我々も理解しますよ。私自身も集成材で家を建てましたからわかります。しかし、高くなる理由は、今、佐々木課長が言った理由とは、全く違うことでしょう。なんぼでもコスト下げることできるでしょう。これ以上、論はしませんけれども、ただ、1つ、協議してほしいのは、24年に建てた無垢材と集成材を合わせて、地元企業にやらせたあの手法で建てればいいでしょう。そうすれば、当然、今やっている、今回はAタイプですか、Aタイプで5万3千円の入居料、これ安くなれば、まだ単価が下がってくるでしょう。そういうことも住民サービスの一環になるのではないですか。そういうことで、これからもまだ最終的には10棟建てる予定だけれども、今回走りですよ、同じような建て方をしていくのか、町長の考え方をお尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今の移住促進のセミオーダーの関係で、今回、先般もちょっと申し上げましたけれども、移住促進を進める中で、1名、知内町に来ていただくということでの最初の事業であります。それで、今、23年、24年の教員住宅の建設と今回の移住、モデル住宅、セミオーダーのAパターンでありますけれども、その単価が余りにも差があるのではないかとご指摘であります。我々もというか、私もできるだけコストを抑えたいということは、こ

これは常日頃から考えさせていただいておりますので、今、課長からいろいろと話がありました。ありましたけれども、もう少し内部的にコストが下げられるのであれば、下げる努力はしなければならないのかなというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

これから計画どおり建てるとすればですね、やはり工事やるのは、地元の企業ですよ、地元企業で教員住宅を建てたときみたいな手法でやれば、まだコストも下がるし、利用者も経費が安く済むということも含めながら、もう1回、検討していただきたいと思います。

それから、セミオーダーの関係で、1つ、先ほど説明している中で、ちょっと逆の発想で取った場合、今度来るのは、知内町出身の方で、知内にUターンしてくるということでしょう。例えば、この制度を利用するために、今、知内にいるんだと、いずれ家を建てなければならぬだけども、どこか木古内に2年くらい行って、知内にバックしてくると、これも対象になりますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。要綱の中では、今年4月1日を基準日としまして、それ以降に今、議員がおっしゃられた、転出して戻ってきた者については、該当になりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

なりませんということは、どういうことですか。何年期限関係ないんですよ、この制度を該当するためには、2年でも3年でもほかのところに行って、そして、申込みするためには、該当はならないということではないでしょう。なるんでしょう。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほどご説明したとおりですね、4月1日基準日にもう要項で設けておりますので、それ以降に町外に出て、また戻ってきた者については、該当になりません。

◎ 議 長（伊藤政博）

質問者はそうではなくて、2年か、3年前に知内から移転したら。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

それは、4月1日以前に町外に住んでいる方は対象になります。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。定めました要綱につきましては、28年4月1日を基準日としまして、それ以前に知内町に住んでいない方が対象ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。6款の農林水産業費。6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

維持管理コストが不要ということで、住宅のメンテナンス、町で全額負担するということなんですけれども、一般的な町の管理を見ても、随分、例えばですけれども、屋根の塗装がはげてさびて塗装するという認識の中で、町というのは結構、時間が掛かるんですよ。そこに手を付けるまでに。ただ、一般的な住宅に住んでいる方というのは、意外とそういうメンテというのは、早めに早めにペンキ補修したり、手をかけるんだと思うんですけれども、その辺は住居者が手をかけてくれということであれば、メンテナンスを開始するのか、それとも、あくまでも町の基準でメンテナンスをするのか、その辺の考え方というのは、どういうふうにするんですか。そして、例えばメンテナンスかかる年数的に言えば、10年から15年だという話なんですけれども、それ以降に発生したものに対しては、すべて要請があれば、すべて対応するということなのか、先ほど言うように、町の判断で対応するのか、お伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

例えば町営住宅等においてはですね、担当者が見ながら、そろそろ改修の必要が、例えば屋根なんか、あと、壁なんかについても、改修の必要があるかなというあたりで、予算措置をしていくというようなところでございます。あと、ほか、例えば入居者の居住に不便を来すようなことについては、逐次連絡をいただければ、対応はしているというのが実情でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。なければ、7款商工費。商工費よろしいですか。

それでは、8款土木費。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっと32ページの部分で、アカシヤ団地と紅葉団地の改修の部分で、今回、4戸と3棟6戸の部分で、今回、同じような形で、ユニットバスから全部設備するというんですけれども、ここの団地の住んでいる方々のやってからの使用、使い方ですよ、そういうふうに、高齢者の方もいると思うので、その辺のあれは全然問題ないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

使い方については、問題ないという認識でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

高齢者の方が言いますとですね、ストーブ1つにしてもそうですけれども、同じも乃出なかったら、なかなか使い勝手が悪いとか、ユニットバスでもスイッチを押して、ボイラーでやっても、なかなか難しいというようなことをちょっと聞いたことがありますけれども、その辺についても、去年ですか、27年度も1戸やっていますけれども、その辺について、全然問題なくクリアしているということで、理解してよろしいですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

私のところに使い方がわからないからというようなことは、連絡は入ってございません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに土木費ありませんか。

ないようでありますので、9款消防費。消防費ないですか。

なければ、10款教育費。

ないようでありますので、歳出、質疑漏れがありましたら、歳出全般でよろしいですよ。受けますが、ありませんか。

1番、五十嵐君。

◎ 1 番 (五十嵐捷爾)

17ページの委託料で、第1グラウンド、知内小学校の周辺の樹木調査ということだったのですが、これとちょっと関係ないんですけれども、涌元地区にある神社のふもとにある松の木なんですけど、由緒ある松だと思うんですよ。鮪之塚建っているところね。その松がね、2、3年前からだいぶ弱ってきているみたいなんですけれども、その際に、樹木の来た方に見てもらおうというわけにはいかないんでしょうかね。もし駄目であれば伐採するとか、良い木であれば残した方がいいという、診察をしていただければいいんじゃないかと思うんですけれども。涌元神社の横の鮪之塚のところにある1本の松。周辺にね、まだいっぱいそれらしき松があるんですけれども、とりあえず、その松の1本だけでも調査してみて、診療を受けたらいいんじゃないかということです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副町長 (網野 眞)

ご説明を致します。涌元神社の松ということで、多分、鮪之塚のところにある松かなと思いますけれども、実は松自体あることは、私も薄らですけれども記憶にあるんですけれども、ただ、底地そのものがどういうふうになっているかということが1つありますし、それがどのような位置付けなものかというものもありますので、それについては、今、既定の予算の中ではどうなるか、こうなるかありますけれども、今、これらの事業をやるときに、合わせて前段、私どもの方でちょっと調査をして、それからの対応にしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに歳出質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

先ほど聞くの忘れたんですけれども、23ページの部分で、一時預かり事業のこの部分について、ちょっともう一度、お伺いしたいと思います。今回、説明資料を見ますと、利用料と利用時間なんですけれども、1日4時間以上ということで、1,200円、そして、半日4時間以内ということなんですけれども、この1日4時間以上ということは、マックスで考えて、最高何時間くらいまでの部分を想定して、このようなことになったのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。1日4時間以上というのは、7時半から夜の6時半までということで、通常の保育時間、去年改正になりまして、その時間と同等の時間ということです。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

それで、1日利用人数が両方合わせて、だいたい10人ということになりますけれども、この制度を見ますと、若い共稼ぎのご両親の方が大変助かって、良い制度かなと思うんですけれども、ただ、これをやることによってですね、子どもたちがよく実際問題、風邪引いてしまったとか、急に、今回、電話でもいいということなんですけれども、そういう形で、定員はオーバーするということはないと思うんですけれども、その辺についての対応は、きちんと両方の園で、ある程度の時間、電話なりで早い時間でも対応できるということで理解してよろしいのでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

実はこの制度の部分で、どのくらいの定員がいいのかなということで内部議論しました。湯ノ里保育所長、それから知内保育園等ですね、実はこの5人というのはですね、多くは見えるんですけれども、保育士ですね、あくまでも保育士の基準がありますので、実際に保育士が、この部分が増えた分、補わなければならないと、そういう場合ですね、保育士が今現在、足りないということで、今の状況を見ると、5人が精一杯だろうと。それから、湯ノ里保育所についても同様、確保はしているんですけれども、それは代替ということで、今現在いる例えば保育士さんが休んだときの代替ということですので、この部分も一応、必要定数の中でやっていこうということで、とりあえず、一応、5人ということで、お互い。それで、この部分ですね、保護者等ですね、子育てしている親等に聞いたらですね、ちょっとの時間、2時間、上の子どもが例えば幼稚園で行事があるだとか、そういう方がですね、例えば知内保育園に上がっていない子を預けたいだとか、急にやっぱり小学生が風邪で病院に行かなければならないとか、一時的なものがほぼ多いのかなというふうには、ちょっと思っています。ただ、農家の方ですね、希望は、たまに子どもをとりあえず置いているんですけれども、1日長い時間ですね、ただ、12時間とは言ってい

ませんので、例えば7時間、8時間くらいは、ちょっとたまにあるかなと、そういう話は聞いていますので、いずれにしてもこの5人でですね、とりあえず走ってみて、保育士の数だとか、そういうものをニーズに応えながらですね、今後、検討していきたいなというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

27ページの水産関係でお尋ねします。今回、養殖施設の災害復旧ということで、基金対応で、67万9千円対応するということがありますけれども、まれに見る低気圧というか、爆弾低気圧ともまたちょっと違うような、かといって、地元ではもう初めて経験するような大時化だったという状況の中で、当時、確か2千万円の被害報告だったと思うんですけども、それに対応して、今回、措置をするということなんでしょうけれども、先ほどのお話ですと、149万円の事業費のうちの半額近い措置だということでもありますけれども、これ全額措置にならなかったのか、その辺の内部的な議論というのは、どのような過程で、このような半額近い基金対応ということになったのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど言いました総事業費149万4,400円ですけれども、この中のまず、綱をとめる土俵袋につきまして、まず、町の方に要請がありました。そのほかに掛かるのは、用船料としまして、28隻分、56万円、それから、砂利代ということで、27万円、それで総事業費149万円になっております。そのうち、漁業協同組合が地元の漁師さんと話をしたときにですね、用船と砂利代については、あと、設置費の労賃的なものについては、自分たちで行いたいという申入れで、町の方には、土俵袋をお願いできないかという要請がありまして、今回この部分を予算措置しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。歳出ほかにないようでありますので、続いて、歳入一括質疑を行います。9款地方交付税から20款町債まで、歳入質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

歳入の関係で、ちょっと古くなりますけれども、今回の4月11日、第1回目の臨時会のときに、道補助金で電力移出県等交付金800何万円入ってきているんですよね、ところが、一般会計の3ページのこの表、この表の中でいけば、負担金に書かされているんだよね。いろいろ整理をしてみたら、ちょっと補助金、実際は補助金が正しくて、負担金が違うんですよ。今回のやつで見たら、パワーアップの関係が道補助金、この数字が載ってきているから、負担金でなくて、補助金だなというふうにわかるんですけども、これ当然、4月11日にやったときに、こういう数字の違いがあったらあったで、後できちんと報告をしていただければなというふうに思います。何か答弁あったら、いただきたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

只今ご指摘の電源立地地域対策交付金の歳入の項目の受入方の記載の仕方でございますけれども、ご指摘の負担金という項目であれば、単純な間違いであります。申し訳ございませんでした。当初予算です、60ページの歳入予算のところにも前年度と今年とはなかつたんですけれども、14款道支出金、2項道補助金の5目電源立地対策交付金として、2項の6目ということで、補助金ということで分けておりましたので、負担金ということであれば、単純な間違いでございます。訂正方よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに歳入ありませんか。ないようでありますので、次に地方債の補正についてであります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第3号、『平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

すみません。説明に入る前にですね、表紙の歳入歳出補正予算のですね、ちょっと訂正をお願いします。

第1条、既定の保険事業勘定のと入っていますけれども、保険事業勘定のを削除して、誠にすみません。ここ削除してください。保険事業勘定のみで、お願いします。削除をお願いします。

それでは、議案第3号、平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,077万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金に6千円を追加し、7千円とするものです。23節償還金利子及び割引料、保険料還付金として6千円を追加するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。5項諸収入、2項雑入、1目保険料還付金6千円を追加し、7千円とするものです。1節保険料還付金に6千円を追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。再開を2時35分と致します。

（ 休憩 午後2時10分 ）

（ 再開 午後2時35分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第4号 平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第4号、平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

平成28年度知内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,922万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に15万2千円を追加し、430万円とするものです。12節役務費、機器セットアップ手数料、職員1名増により、パソコンのセットアップ増によるものです。

続きまして、次のページです。4款地域支援事業費、2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費に18万3千円を追加し、1,042万9千円とするものです。9節旅費から12節役務費まで、ケアマネージャーの講習研修等にかかる経費をそれぞれ追加するものです。

3目生活支援体制整備事業費に9万1千円を追加し、1,062万4千円とするものです。8節報償費ボランティア養成講座講師謝金に5万円の追加。平成29年度より介護保険より総合事業に移行に伴い、ボランティアを養成するためのものです。9節旅費、研修旅費4万1千円の追加。これは、協議会委員研修会等による追加するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に42万6千円を追加し、2,140万6千円とするものです。事務費繰入金42万6千円を追加するものです。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

6ページの部分で、ボランティアの養成講座、これ今、今回なっているんですけども、この内容ということは、どのような形でこういう内容になっているのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど言いましたとおり、平成29年度より介護保険が総合事業ということで、要支援、1、2、それから、要支援になる者が今、言いましたとおり、総合事業に、町が責任を持ってやるというふうになります。そのため、うちのそのためのボランティア養成ということで、カリキュラムは6回予定しております。その内容としまして、まず、対象者はですね、高齢者及び障がい者の日常生活において、支援をしてくれる方、それと、介護予防のため、自ら実践をしたい方で、地域において、介護予防活動手伝い及び普及をしてくれる方、それから、興味のある方を対象として、この要請をしたいと、目的はそれです。それで、カリキュラムは、10月12日を皮切りに、6回予定をしております。

ます。それで、11月12日に支え合う地域づくりに関する講演会ということで、講演会も予定しています。そのほか認知症のサポーター養成講座だとか、それから、介護保険制度、それから、高齢者の特性支援介護予防と、介護に関する部分のサポーター、ボランティアにですね、講習を受けて、平成29年度から携わってもらい、そういうような講座でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

こういうボランティアの養成講座ということになりますと、今、課長の説明によりますと、ただ、対象する方々が、最少の人数で実施できる人数ということ当然あると思うんですけども、それは集まる可能性は十分考えられるんですか。それとも、集まらない可能性もあるんですか。どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今現在、行っている、地域で行っている事業、社協に委託している部分があるんですけども、そのボランティア、できれば、町内会の方だとか、それから、婦人会、それから高齢者の元気な方、そういうものをですね、活用しながら、より一層、今、言ったボランティアの養成講習会でですね、知識を得て、地域で活躍してもらいたいなというふうに思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

わかるんですけども、あくまでも、極端な言い方をすると、1人、2人でもやるということになるのか、それとも、ある程度、最低でも5人以上なかったら、ちょっとこれは無理なのかという部分をお聞きしたい。それから、講習、講座を受けた場合にですね、やはり修了証明書とか、そういうようなものもまず、発行するというものは、考えていないんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。1名、2名でもやるのかということなんですけれども、養成講座ですので、それは今、ボランティア協会がですね、実際に今あります。そういう方をですね、そういう協会だとか、そういうものも含めまして、協力依頼をして、何とか29年度の介護予防の部分を実施していきたいなというふうに思っています。それから、講習した場合の修了証書なんですけれども、今のところはそこは考えていないのですが、ただ、認知サポーターの場合ですね、これを受けた方が、前にもご説明したと思うんですけども、今日、オレンジリングしていませんけれども、私も受けました。ということで、オレンジリングをですね、これは講習をしましたよという、それを地域に広めて、できればですね、中学生、高校生、小学生高学年ということで、地域でそういう支える人をですね、増やし

ていって、それぞれ今、やっていない地域もですね、そういう方で何とか協力しながらですね、やっていきたいなというふうに思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

課長の説明ですと、小学生からかなりの幅広い、だけれども、ただ、やはりそういうふうになりますと、ボランティアというのは量から質からいろいろあると思うんですけども、その辺まで私はちょっと想定していなかったものですから、やっぱりある程度の年齢以上の方々が、課長の部分でありますと、そういう小学生の高学年の部分から、ある程度、考えているということで、なかなかそういう部分の言い方をすると、ボランティアの養成講座の内容だっているいろいろな考えなければ駄目だと思うんですけども、その辺どうなんですかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。ちょっと私の言い方が悪くて、この事業はですね、まず、1つは、認知症サポーター、これはですね、地域の見守りということで、ですから、地域で小学生の高学年だとか、そういうサポーターをやれば、認知症が、顔見知りですので、そういう方は、おじいちゃん、そっちじゃないよとか、そういうような形で見守ってもらおうと。こっちの方の養成はですね、先ほど言いましたように、例えばいきいきサロン、それぞれやっているんですけども、これがデイサービスだとか、うちの町が今、社協にお願いをしていますけれども、それをですね、やっていない地域も含めて、町内会の役員さんだとか、そういうボランティア、それから、高齢者の元気な方、そういう方にこういう講習を受けてもらって、そして、活躍してもらおうと、そういうことですので、ご了承願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、木村君。

◎ 7 番（木村 一）

関連して、今、生活福祉課長、地域にお願いをする、地域の女性の方をお願いするというのは、現実には当然、町内会は町内会長に依頼してくるはず。町内会長に依頼してもらえば、町内会長は、そのこの地区の婦人部なりに依頼すれば、なかなか町内会長が大変だということが、今でもそういう現実があるわけ。地域で支えなければならないというのはわかる。わかるんだけど、やる人が、はい、簡単にそうですという返事はなかなかもらえないの。それで、町内会長は毎度、苦慮しているわけ。その辺をどうやって対応していくのか、もう一回、答弁。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今、7番議員さん言いましたとおり、非常にですね、それぞれの町内会で温度差がありまして、例えば町内会にお願いをして、町内会の組織の中でやっている

町内会もありますし、それから、今、言ったとおり、町内会長が婦人会に任せっきりという、そういうところもあるんですけども、そこをですね、何とか社会福祉協議会、今、いきいきサロン、地域でやっているんですけども、そこをですね、しっかり社会福祉協議会とうちの町とタイアップしながらですね、そののところが何とかしていこうということで、今、現在やっていない地区が3つあるんですけども、その辺もやっぱり町内会もですね、きちんと一緒にやってもらわないと、なかなか難しいものがありますので、何とかその辺ですね、町内会長に理解を示しながらですね、それぞれの地域でお願いしたいなというふうに思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、木村君。

◎ 7 番 (木村 一)

社会福祉協議会やいきいきサロンで、各町内会で、結構、地域の高齢者の健康維持のためにみんな頑張っています。いろいろな月で開催するのが2回やるところもあるし、5回、6回やるところもあるけれども、それは自発的に地域の人でやって、いきいきサロンにお願いをするという女性部の方たちは、やるという人はいるけれども、それ以上を超えたボランティアとなれば、これはかなり難しいところがある。それはわかるよ、課長が言うのも分かるんだけど、現実問題として、元気な高齢者が例えばそういう弱い人を支えていくというのは、今の老老介護がそういう現状になっているけれども、まず、若い例えば50代、60代の人が出てくださいと言ったって、ほとんどそれを町内会長に依頼をして、無理するといえ、今度、町内会長やる人いなくなってしまう。それはお願いするのはこれからの話だけれども、できれば、全町内会、そういう形でもできれば大したいいんだけど、自分の地区の町内会長は、様々な点でそういうことを行政だとか、福祉協議会から依頼されれば、大変苦慮して頭を悩ませております。これが現実でございます。その辺をもう少し、社会福祉協議会がどうかしてくれるか、体制づくりをしてもらわないと、課長、簡単にぼんぼんぼんぼんと答弁するっていったって、現実はそうはいかない。私の方から以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 眞)

今、7番議員さんの関係、重々、我々も承知しているつもりでおります。それで、地域の中にあっても、それぞれ高齢化が進んでおまして、なかなかそういうボランティアを担うという、人材を確保していくことが難しい状況になってきているということも承知しております。それで、基本的にこれら福祉に関わる部分については、自助・互助・公助・共助、いろいろな言葉がありますけれども、今、介護予防については、町としてやっていかなければならないと、責務としてやらなければならない部分があって、今、7番議員さんがおっしゃるような状況だからこそ、本当の意味で、地域の中で支えあう、ボランティアをしっかりと作っていく、そして、一方ではそういう介護の担い手になっていただきながら、さらには幅広く、例えば徘徊ですとかそういうのを見守っていく体制、そういうようなものをしっかりと構築していかなければならないだろうというふうに思っております。今、おっしゃるように、各町内会にあっては、町内会長さん、大変ご苦勞されていることも重

々承知していますけれども、かといって、それらのものをすべてそれであれば、公がやりきれぬのかということもありますので、更に地域の皆様方と意見交換をしながら、そういう体制をしっかりと作ってまいりたい、以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようでありますから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第5号、『証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第5号、証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

証人等の費用弁償に関する条例の一部を次のように改正することとございまして、次のページです。

証人等の費用弁償に関する条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正するものでございます。

この条例は、地方自治法や公職選挙法、農業委員会等に関する法律、定めのある公聴会や調査に対して、出席した関係者に旅費等を支給する旨を定めていたものでございます。

改正は、第一条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改めるというものでございましたけれども、改正前の条例の第1号の中に、農業委員会等に関する法律第29条第4項の規定に基づいて、調査に関して出席した関係者の方々に費用弁償をお支払いするという内容でございましたが、この農業委員会等に関する法律がですね、改正になっておりまして、農地利用最適化推進委員の新設だとかに伴いまして、29条第4項の前にいろいろな条項が追加になってございます。それに伴いまして、これまでの農業委員会等の29条第4項の方が繰り下がりとなりまして、第35条第4項となったことに伴いまして、この条例を対応して改正をするものでございます。

附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものとさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようでありますから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第6号、『北海道市町村総合事務組合規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第6号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更するものとさせていただきます。

変更の内容は、別表第1空知総合振興局（34）の項中「（34）」を「（33）」に改め、「北空知学校給食組合」を削るというもので、別表第2の9の項中「北空知学校給食組合」を削るというものでございまして、この北海道市町村総合事務組合から、北空知学校給食組合が脱退されたことに伴いまして、関係条項を削除するものでございます。

附則と致しまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第14、議案第7号、『北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

議案第7号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のように変更するものでございます。

内容と致しましては、先ほど議決をいただきました、北空知の学校給食組合の脱退に伴う変更でございますけれども、変更のボリュームが少しございますので、お手元の見だし1の総務企画課資料の7ページでご説明を申し上げます。

みだし1の7ページです。北海道市町村職員退職手当組合の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。第1条のところ、変更部分、下線を引いてございます。健全化を寄与することを目的とする文言を改めまして、健全化に寄与することを目的とするということしております。第3条のところなんですけれども、これまでの別表では、地方公共団体という大きな1つのくくりの中です、市町村と一部事務組合の1つの箱の中に記載をしていたんですけれども、それを第3条、左側の新の方です。市町村と一部事務組合及び広域連合ということで、箱を分けた区分をしております。第5条のところの市町村の部分です。市にあっては、通じて1人、町村にあっては、北海道総合振興局の管内ごとに1人ということで、それを左側の新のところでございます。市にあっては、通じて1人いうところは変わりません。町村にあっては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の所管区域に定める地域ごとということの文言訂正でございますけれども、基本的には、議員の定数30で、町村もそれぞれ14ということで、実質的な変更はございません。文言の修正だけでございます。別表のところも先ほどご説明を致しました。10ページ目の空知ところに、北空知学校給食組合というのが、変更前、9ということで載っておりますけれども、8ページ目の空知管内で、それが抜けて、脱退ということで、その記述が削除されているものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による、総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第8号、『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第8号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のように変更するものでございますけれども、先ほど来にありますとおり、北空知学校給食組合を文言から削るというものでございます。

附則と致しまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、同意第1号、『固定資産評価審査委員会委員の選任について』同意を求める件を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

同意第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

任期満了に伴い、固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記として、1名の方は、小澤政雄さん。もう1名の方は、木村辰雄さん。それから、3人目は、寺尾正弘さん。以上3名を選任したいというふうに思います。なお、住所と生年月日については、記載のとおりであります。よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようであります。

人事案件ですので、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

討論を省略致します。

これから、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、1人ずつ諮るものとし、起立により行います。

まず、最初に小澤政雄氏の選任について、お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に木村辰雄氏の選任について、お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に寺尾正弘氏の選任について、お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

● 議案第9号 圧雪車の購入について

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。只今、町長から、議案第9号、『圧雪車の購入について』が提出されまし

た。

これを日程に追加し、追加日程第1、議案第9号、『圧雪車の購入について』を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。議案第9号、『圧雪車の購入について』を追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

これより議案を配付致します。

追加日程第1、議案第9号、『圧雪車の購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

◎ 社会教育課長（松本泰行）

議案第9号、圧雪車の購入について。

次のとおり圧雪車を購入したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

内容につきましては、教育委員会社会教育課、追加の説明資料でご説明致します。1ページ目です。概要ですが、圧雪車として、塗装一式、3.1用12方向ブレードからワイパーヒーター付まで、記載のとおりです。平成28年6月17日に入札を行っております。仮契約金額は、1,882万4,400円であり、納入期限は、契約の日から、平成28年12月20日までとなっております。

議案に戻りまして、記と致しまして、契約の目的、圧雪車の購入。契約の方法、指名競争入札。契約金額1,882万4,400円。契約の相手方です。東京都台東区蔵前2丁目17番4号。JFEプラントエンジニア株式会社 営業本部 索道営業部長 相場誠一。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

この圧雪車の購入にあたってですけれども、ちょっとお伺ひします。導入した場合にですね、機械ですから、メンテナンスの部分、これは道南とか、どこかの部分でアフターは確実にできる場所はあるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎ 社会教育課長（松本泰行）

今、北斗市にあります川崎重工の方がメンテの対応はできるということで、話は聞いております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 報告第1号 平成27年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第17、報告第1号、『平成27年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

報告第1号、平成27年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度知内町一般会計繰越明許費に係る歳入歳出予算の繰越について別紙のとおり報告するものでございます。

次のページでございます。記載の事業、既に平成27年度補正予算で議決をいただいていたところなんですけれども、3月の補正ということで、時期が限られるということで、28年度に繰り越して事業を実施するというものでございます。すべて2款総務費なんですけれども、1項総務管理費の情報セキュリティ強化対策事業と致しまして、マイナンバー制度の導入に伴いまして、町の各種のシステムの強靱化が必要になってございます。事業費と致しまして、4,928万7千円で、財源と致しましては、4,260万円、これは補正予算債でございます。その他は国庫補助金でございます。それから、地域特産品産業活性化整備事業から多世代交流型まちづくり(知内版CCRC)マスタープラン策定事業費まで、これは地方創生の加速化交付金をいただきながら、まち・ひと・しごとの総合戦略ということで掲載した事業をこの平成28年度で実施してまいりたいということでございます。中に知内版デマンド交通検証事業と致しまして、590万9千円で、交付金が530万円ということなんですけれども、こちらの方も一般質問でご議論をいただきました町民の方々、総合計画なり、地方版総合戦略の策定の上です、交通で不便を感じている方がいらっしゃるということで、その方々に対する交通をどうするかということで、それらの検証事業を盛り込んでございますし、あと、町長からもICTを活用した安心暮らし創造事業ということで、先ほど来、町長からもご説明申し上げているような、これらの各種の事業を盛り込んでいます。説明は以上です。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりました。報告の案件であります、質疑あれば、特に許したいと思いたすが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでありますので、報告第1号は、これで終わります。

● **意見書案第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について**

◎ **議長(伊藤政博)**

次に日程第18、意見書案第1号、『日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

西山和夫君。

◎ **6番(西山和夫)**

意見書案第1号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成28年6月23日提出。提出議員、西山和夫。賛成議員、花井、五十嵐、吉田、松井、成澤、木村、笠松、谷口、各議員であります。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

広島、長崎への原爆投下から70年を経て、いま世界では核兵器禁止の流れが大きく前進している。2012年に16か国の共同声明から始まった核兵器の非人道性を告発する動きは、昨年(2015年)の第9回NPT(核不拡散条約)再検討会議で国連加盟国の8割を超える159か国に広がり、第70回国連総会では核兵器を非人道兵器として全面廃絶することを求める決議「核兵器の人道上の帰結」が初めて採択された。

もう一つは、核兵器の非人道性の告発にとどまらず、核兵器を禁止する条約、それに準じる法的措置を求める流れの強まりにある。

「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた日本政府は「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器のない世界を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

いまや世界の趨勢は明瞭である。しかし核保有5か国は、「核抑止力」論に固執し、「ステップ・バイ・ステップ」(=段階的な核軍縮)を主張して核兵器禁止を正面から議論することに反対し続けている。

いま日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にある。日本政府は昨年(2015年)のNPT再検討会議において、「いかなる状況下でも核兵器が決して二度と使われないようにすることが人類の生存のためになる」とした159か国の共同声明に名を連ねている。核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面廃絶である」と

声明が訴えている意味は非常に大きい。自ら賛同した声明の内容を実現するために尽力するのは被爆国として当然の責務である。

日本政府に次のことを要望する。

一、核兵器禁止条約の交渉開始についての合意形成をめざし、被爆国としてふさわしい行動をとること。

一、被爆国日本がアジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月23日提出、北海道上磯郡知内町議会議員 伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、本意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、そのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮り致します。議会を代表として、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、その都度議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議 長 (伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

平成28年知内町議会第2回定例会を閉会します。

どうも大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後 3時18分)